

平成26年度土幌町予算審査特別委員会議事録

平成26年3月13日

1 審査付託事件

- 議案第21号 平成26年度土幌町一般会計予算
議案第22号 平成26年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算
議案第23号 平成26年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第24号 平成26年度土幌町介護保険事業特別会計予算
議案第25号 平成26年度土幌町介護サービス事業特別会計予算
議案第26号 平成26年度土幌町簡易水道事業特別会計予算
議案第27号 平成26年度土幌町公共下水道事業特別会計予算
議案第28号 平成26年度土幌町農業共済事業特別会計予算
議案第29号 平成26年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算

2 出席委員（11名）

秋間紘一 細井文次 和田鶴三 服部悦朗 出村寛 大西米明
飯島 勝 清水秀雄 加藤宏一 森本真隆 中村貢

3 欠席委員（0名）

4 説明のため出席した者

町長 小林康雄 代表監査委員 佐藤宣光 農業委員会会長 赤間敏博

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長 柴田敏之 保健医療福祉センター長 山中雅弘 総務企画課長 寺田和也
会計管理者 太田靖久 町民課長 伊賀淑美 保健福祉課主幹 辻亨（代理）
産業振興課長 高木康弘 建設課技術長 増田優治（代理） 病院事務長 奥村光正
特別養護老人ホーム施設長 波多野義弘 子ども課長 高橋典代 消防署長 荒田雅則
ほか、関係する主幹、担当主査、係長等

6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長 堀江博文 参事 笠谷直樹 教育課長 植田廣幸 高校事務長 金森秀文
給食センター所長 鈴木典人 ほか、関係する担当主査

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 道端雄伸 ほか、係長

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 柳谷善弘 総務係長 仲山美津子

9 議事録

(午前10時00分)

秋間 委員長	昨日に引き続き予算審査特別委員会を開きます。 昨日は労働費、農林業費、商工費の説明が終了しておりますので、 本日は労働費、農林業費、商工費の質疑から始めます。 それでは、質疑を許します。12番、加藤委員。
加藤委員	農林業費、75ページの19節の負担金補助及び交付金なのですが、 この中で病蓄の処理事業運営負担金とありますけれども、この 拠出先はどちらでしょう。
秋間 委員長 高木産業 振興課長	産業振興課長。 産業振興課長、高木よりお答えをいたします。 この病蓄処理事業運営負担金でございますけれども、十勝農協連が 運営しておりますレンドリング施設に対する補助ということなのですが、 これについて市町村負担ということで十勝町村会が一括して管内 の町村から負担金を集めて納入しているというものでございまして、 均等割が3割、頭数割が7割ということで、本町の負担金については 約5万円ということで予算計上させていただいております。 以上であります。
秋間 委員長 加藤委員	12番、加藤委員。 今農協連のレンドリングに回っているということで、5万円が大き いか小さいかというのは別としてですが、総体に畜産のほうへの こういったいろんな場面で本町も助成をしているという状況の中 で、今話に出た農協連なのですが、そちらレンドリングのことが 今かなり問題になっています。そして、レンドリング施設に関して は町村会もスタート当時から2回に分けて、大体トータルで4億円ほ ど負担をしている。そして、なおかつその効果もあって、うちの町の 畜産業の方々が平成24年度なのですが、牛で2万5,837頭処理 をする中で6,500頭からの牛がうちから行っているのです、この町か ら。その負担金というのは、実は農協連というのは非常に安く運営さ れている。よその全道平均で1万8,000円のところ、農協連は9,000円、 おおむね半額でやっているのです。今非常にメディアの中でも取り沙 汰されていて、それと生産者がすごく不安に思っている部分なのです。 この金額がやはり全道平均の金額まではね上がると、現状で厳しいと 言っている酪農業の方々にとってさらなる負担を強いるのではないか なと思います。 これは、町長への質問なのですが、当然運営に対しての負担 金、助成金を持っている自治体として、この事業に対して誠意ある答 えと、やっぱり方針の正しい示し方をさせていただかなければ、現場の

生産者は非常に不安も募りますし、経営に対する圧迫もひどくなっていくということなのですから、そのところを町長はどう思われますか。

秋 間
委員 長
小林町長

町長。

へい獣処理のレンタルリングについては、中札内に農協連が運営しているへい獣処理工場があるわけでありまして、それぞれ平成6年に最初に第1次的に工事をやったのです。16億7,000万。それから、第2次の、平成15年ですからBSE等の発生にかかわって9億8,000万円ということでありまして、そういうことできたのですけれども、今おっしゃったように非常に安定した、十勝の酪農、畜産振興に大きな影響をしているということで、特に金額的にも今加藤委員がおっしゃったように全道平均が1万8,680円に対して、9,520円ということですから、大体半分で運営されているという、非常に経営が順調にしているという、そういう状況でありますし、それから建てる時の経過なのですから、当然国費も入っていますし、道費も入っていますし、それには市町村も第1次のときでは18%、それから第2次のときにも10%負担をしているということで、それから今事業の運営負担金でありますけれども、140万円負担しているのですけれども、そのうち市町村が70万円で、先ほど課長が言ったような割合にしているということと、農協が70万円ということありますから、非常にそういう面では、単なる民間施設というより公的施設の要素が強いというわけではありますが、今年の新聞にも、7月の新聞に報道されて、一部それを民間に譲渡するというお話があるのでありますけれども、その中で市町村からもそうなのでありますけれども、最近畜産関係者からも非常に危惧するというか心配する声が上がって、去年も一時、農協の組合長さんもそうですけれども、町村長なんかからもいろんな意見が出て、十勝振興局とお話をしたことでもありますけれども、近年も特に年度末を迎えて畜産関係者が心配をしているということありますから、そこは町村会としても受けて、しっかり話をしていくように取り組みをしていきたいと思っております。

秋 間
委員 長
加藤委員

12番、加藤委員。

今町長が大体金額と、また経過等もお話しいただいたのですけれども、本当にその部分なのです。これは、今ちょうど共済事業もどうなるかという部分もあわせて、酪農家への負担する傾向があからさまに強くなっていくという部分。それと、うちの町の頭数からいって6,500というのはやっぱりすごい金額です。これがもう倍額になってしまうとなると、本当に経営の重きに触れる部分だと私は思います。町長が町村会の副会長だということもありますけれども、それはさておい

てでも、この町の畜産振興をしていく中において、できるだけ懸命というよりは、本当に精いっぱいやることをやっていただいて、酪農家の方の不安にならない、つながらないように対応をしていただきたい。できれば、その経緯の情報公開といいますか、皆さんに伝えられるものはしっかり伝えてあげて、安心して営農が続けられる、そういう体制をつくっていただきたいと思います。お願いします。

秋 間
委員 長
清水委員

8番、清水委員。

71ページの13節、失業対策について伺います。これは、説明にもあったのですが、失業対策事業費委託料ですが、まず去年は緊急雇用創出推進事業がありまして、その分がそっくり今年はなくなっているということで、この対策について町長はどのように考えられているのか。結論はそういうことなのですが、いずれにしても去年は746万何がしがあったわけですが、それ自身が非常に労働者にとっては大きな支援になっていたというふうに思われますが、これがなくなるということ自体、今年の場合はそれだけ収入が減るわけですから、そういう点でこれらの人々の生活を支えるという対策が考えられているのかどうか。ここの部分では、当初予算では全く出てきていませんから、その点について町長はどのように考えられているのか伺います。

秋 間
委員 長
小林町長

町長。

ご案内のとおり、生活安定ということでいけば、これらの国の雇用対策制度以外に本町独自の失対事業ということで取り組んでいるわけです。そこはフォローしていくのでありますけれども、国の制度というのはそれぞれの企業で緊急的に雇用制度にのって、それぞれの団体、例えば商工会であるとか、うちの関連の団体で使っているものについて、企業でこの制度を使って支援をしてきたという、そういう中身で25年度やったのでありますけれども、これなくなりましたから、当面は整理をしてもらうというか、そこを当初から1年間のこういうことで支援をしますということによってあったのですから、その部分をそういうことで整理していただく部分もあるし、あとは企業単独でまた継続をするというのもあるのでありますけれども、そういうことで対応しているのでありますけれども、いずれにしてももう少し動向を見ながら、こういうことが補正等も含めて出れば、そういうものを対応していくということでもあります。基本的には、町としてはそれがなくなれば、それは切らざるを得ないという、そういう状況であります。

秋 間
委員 長
清水委員

8番、清水委員。

確かにこれは1年という、町長おっしゃっているように、そういう事業できたわけですから、国がそこから手を引くということになって

いるのですが、前段でも申し上げましたように、それ自体が労働者や、あるいは事業所の仕事を支えていたわけですから、1年といえどもそれがなくなってしまうということによって、一体今年はどうなるのだろうかという、そういう心配は労働者も、あるいは事業所も同じ心配を抱えていると思うのです。それに対しての手だてというのは、住民の生活を守るという立場からいえば、自治体として当然考慮していかなければならないことだろうというふうに思うのですが、そういう点はぜひ対策を講じてあげないと、年金は下がるわ、消費税は上がる、何もいいことないのです、住民にとっては。今年はそのような状況の中で、さらに仕事も減ってしまうということになると、一体生活はどういうふうにして支えていくのかということが心配なわけですから、そういう対策は当然自治体の長として考慮していかなければならないことだろうというふうに思いますので、重ねて強く要請しておきたいと思えます。

秋 間
委員 長
小林町長

町長。
従前から申し上げたとおり、失業対策とあわせて生活扶助でやる部分があるのです、生活安定のためには。私は、どちらかという、やっぱり生産性ということを考えれば失業対策ということで、雇用をしていくということのほうが地域としてはいいのだろうと思います。そういうことで失対事業もやっていきたいと思えますけれども、ただ国の制度というのは、例えば今まで団体等で雇用していた部分をこの制度で使えますよということで支援をしてきたということでありまして。それは、こういう限定つきですから、それがなくなれば、それを全部町でというふうにはなりませんので、それは団体で見てもらうことになるのでありますけれども、町としてはこれから、こういう制度があればよく注視をしながら、できる限り企業の皆さんに使っていただくような努力はしていきたいと思えます。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。
同僚委員が聞いているのは、多分失対事業が300万円になって少ないと、例年よりはということですか。これ毎年補正で失対事業、秋にかけて、9月ごろの補正で出さないのですか。それを出すのならまだ、今の当初予算で大分ふえてきますから、例年どおりの失対事業出るとか出ないのか、その辺をお聞きします。

秋 間
委員 長
高木産業
振興課長

産業振興課長。
産業振興課長の高木よりお答えをいたします。
失業対策事業委託料300万円についてなのですが、この予算につきましては毎年12月から2月にかけて実施をしております緊急雇

用対策事業の後片づけというようなことで、雑木の集積や運搬、それ以外の清掃等の賃金や重機の借り上げ料の費用として300万円計上したものでございまして、これまで、平成25年度につきましても9月補正でこの緊急雇用対策事業ということで35人掛ける30日分ということで1,095万5,000円の補正をしておりますし、12月には町有建物等解体工事ということで850万円というものを補正計上しているものでございまして、今年度の雇用状況等を勘案して予算措置を今後行っていくものというふうに考えているところであります。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

同僚委員が言うように、大変な時代になってきますから、ぜひそれを出してほしいのですが、これは町単費でやる事業ですよ、全部。ですから、ほかの町村では町単費でこれだけの2,000万円近い失対事業をやっているところってあるのですか。

秋 間
委員 長
高木産業
振興課長

産業振興課長。

ちょっと手持ち資料がないわけですが、過去に調べた中では管内では一番多いというふうに私は聞いておりました。

秋 間
委員 長
加藤委員

12番、加藤委員。

82ページの観光振興です。その中の15節の道の駅しほろ温泉の施設改修のほう、今回1,900万円の計上となっています。説明の中で老朽化に伴っての改修であるという話も受けているのですけれども、年間の利用者でどれぐらい押さえていますか。

秋 間
委員 長
高木産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、高木よりお答えをいたします。

日帰り入湯客でございますけれども、平成24年度の実績で9万500人でございます。近年、平成15年は10万人でございますけれども、若干微減をしてきていまして、9万人ぐらいになってきております。それから、宿泊客でございますけれども、平成24年度で約8,500人という形でございます。それから、日帰り宴会が平成24年度で5,700人というのが実績でございます。

秋 間
委員 長
加藤委員

12番、加藤委員。

かなりの人数の方、利用されていると思います。そして、あそこにはちょうど夏になるとキャンパーの方が随分利用されます。あの敷地内で泊まられて、あそこを起点にいろいろあちこち見に行くという方も随分いらっしゃる。その数字は把握しきれないでしょうけれども、私もたまたま行くたびに結構な方が使うのだなと思っています。当然

観光資源の少ないうちの町としては、この道の駅も大事な観光資源の一つとして押さえて、多分今回の改修の予算づけだと思うのですけれども、今実はあの下居辺で土幌農協が運営しているスタンドの老朽化に伴って撤収するという話が出てきています。実際農協事業なので、余り立ち入ることはできないだろうと私は思うのですけれども、町が大事に押さえている道の駅の観光資源を使うからには、やっぱりあそこで燃料を入れれないと非常に利用者の方々は困るのではないかなと私は思うのです。それと、そういうことは逆に人づてにあそこでは燃料を入れられない場所だよとなると、長期間旅行される方にとっては寄りづらい場所になるのではないかなと私は思うのです。確かに農協のやっている事業に余り言えないにしても、町の立場としてはぜひともそういうものも大事な資源だから使いやすいようにスタンドの維持をしてもらえないかということ町長のほうからもお願いできないかなと思うのですけれども、町長どうでしょう。

秋 間
委員 長
小林町長

町長。

今言われたように、全体的に事業所にかかわるスタンドはタンクの改修時期に減らしている。上居辺か何かスタートしたようでありませけれども、町としても今言われたように観光地、あるいは中土幌でいけば国道の通過地ということで、単なる組合員だけのサービス機能ということではないわけではありますが、そこについては農協に要請をしていくのでありますから、ただ農協の事業としてやるわけですから、どういう条件なら続けられるのかということも含めて、農協と、高橋組合長と協議をさせていただきたいと思います。

秋 間
委員 長
加藤委員

12番、加藤委員。

今観光の方々のお話をさせていただきましたけれども、当然あそこに住まわれている町民の方々も町内では町の中心に向かっては遠隔の場所であるということも事実でございますので、それを踏まえた中での町のまちづくりの中では大事な場所ではないかなと私は思うのです。上居辺の二の舞にしないようにというつもりではございません。あそこはあその特性があって、私は必要だなと思いますので、どうかひとつその働きかけもよろしく願いいたします。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

同じようなことなのですが、改修に使うのに、どうもあそこを見ると、せつかく道の駅できても、温泉となかなか合致していないみたいなの、あそこに泊まる人だけ。せつかく来ても、キャンピングカーだから、あの中で生活をして、なかなか温泉のほうに、それこそ温泉入るのいたましいから足の湯の中で洗っている人もいるみたいな話だ

けれども、何か今回の改修の中で、アドバイザーみたいの頼んでいるみたいですから、うまく融合できるようなものがあつたらいいのかなと思う。そういうのは、この改修には全然ないわけでしょう。どうですか、それは。

秋 間
委員 長
高木産業
振興課長

産業振興課長。

本年度予算計上しております1,900万円の予算の中身なのですがけれども、説明したとおり経年によりますものをリニューアルするよということでございまして、大西委員言われたような融合していくといいますか、そういった部分については当初予算の中には計上してはおりませんでした。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

それで、今ある土幌の3つのピアと温泉、高原という、指定管理者で予算組んでいますけれども、しほろ温泉の場合は全体を指定管理者にしているわけではなく、パークゴルフ場と道の駅というようなやつを指定管理者に指定しているのですよね、ちょっとお聞きします。

秋 間
委員 長
高木産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、高木よりお答えをいたします。

施設については、パークゴルフ場を含めまして温泉、宿泊施設、それから道の駅の部分、全て指定管理ということで委託契約を結んでおります。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

温泉自体も指定管理者とするのであれば、この680万円で指定管理者にする金額が本当にいいのかなという感じするのです。いずれにしても、あそこで出る赤字は何だかんだの形で町が補填していかなければならない。形は赤字補填でなくても、いろんな形でしなければならぬとすれば、この指定管理者の金額がもう少し変わってもいいのかなと思います。そして、もう3回目だからこれでやめますけれども、我々産業厚生常任委員会であそこの赤字を何とか解消しろと委員会であれして、スポーツ合宿というものをやって、去年あたりも相当あそこを利用していただけですが、聞いてみると、まだそれでも赤字出るのでないのかなというように話聞いていますから、これ、いつまでたっても赤字体質というのは抜けないのだと思うのです。あそこで何かやろうと思っても、金がないから何かやれば失敗したら大変だと思うので、なかなか一つ踏み出したことができない、計画も立てられない状態なのだと思うのです。指定管理者の名目出すのであれば全体を出して、そしてまた改修だとかなんとか大きいものについては町が出す

わけですから、だとすればもう少し上げて、ゆとりを持ってあそこで経営、余り金やればいいというものではないと思いますけれども、もう少し自由な発想で客呼ぶことや何か考えてもらわないと、いつも貧すれば鈍するみたいな形になっていくと、どうも後手後手でいくのではないかなと。だから、この指定管理者のこれをもう少し見直していけば、そこで全体のあれを、パークゴルフ場と道の駅だけだったら600万円、ちょっと多いかなと思っていたのだけれども、あの建物全体を指定管理者にするのであれば、ほかを出したら怒られるけれども、ヌプカは1,000万円だよとか、その辺あるわけだから、もうちょっと考え直せないものなのかと思うけれども、どうですか。

秋 間
委員 長
高木産業
振興課長

産業振興課長。

指定管理者の委託料の内訳について、まず私のほうから説明をしたいというふうに思います。

680万1,000円の内訳でございますけれども、パークゴルフ場管理として約330万円、それから道の駅の情報提供に係る必要……端末等の維持費だとか、あと人件費等々で約130万円、その他パンフレットあるいはそういった経費で約60万円と。それから、道の駅でございますので、観光案内というのが必要でありますので、その分はフロントのスタッフが対応しているわけでございますけれども、その分の経費として約160万円というような中身でこの680万円の契約をしていくということで予定をしております。

本体の分については、いわゆる収益が上がるといいますか、利用料、宿泊料を取って運営しているということで、お客さんからいただくもので運営をしていただきたいということで、その分については町のほうから委託料の中に入っていないというような感じでございます。

秋 間
委員 長
小林町長

町長。

金銭的には、今産業振興課長がお答えしたとおりでありますけれども、うちはヌプカの里、それから下居辺、それからピア21という観光的資源、大きい規模ではないのですけれども、持っているわけでありまして、そこはやっぱりいろんな関係では重要なことだということなのですけれども、ピア21の関係については今年基本計画を立てて新たなものを提供していくというわけでありまして、今課長が申し上げたとおり、指定管理者はそうですから、基本的には営業の中で利益を上げていくという、やっていただくということなのですけれども、なかなかそれは今厳しい状況でありますし、そういう面ではもう少しうまく時代のニーズに乗っていく、それから大西委員が先ほど申し上げましたように地域の関連する機能を連携しながら、振興等

秋 間
委員 長
大西委員

いろんなことについては当然町としても協力しながら今後よく検討、協議をさせていただきたいと思います。

11番、大西委員。

町長も認識は持っているのだと思います、今のあれ聞いて。それで、入湯税はそういうものにかかわるものに使うということで枠がある程度決まっているので、入湯税も何ぼぐらいあるのかな、今見たけれども、すぐ早急にわからなかったけれども、その分についてもそういう事業に、温泉にかかわる、入湯税にかかわるものに使えという決まりがあるので、そういうところにそういうのも出しながら、この中に入れましたというのと、この上に出すのと大分違いますので、そういう使い方も入湯税にあるのでないのかなと、この財源の内訳に入れなくて。そういうことも考えていただきたいなと思います。

秋 間
委員 長
中村委員

9番、中村委員。

80ページ、8節、12、13、19節で有害鳥獣の予算が出てきてますけれども、実際に資格ここでも19節ですか免許をみてますけど実際どうなのですか。資格というのはふえているのですか、減っているのですか、その実態。

秋 間
委員 長
高木産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、高木よりお答えをいたします。

まず、鹿の被害の関係でございますけれども、北海道が取りまとめました資料によりますと、2010年度、士幌町は被害額200万円と、2011年度300万円ということでございまして、農家の方から寄せられる電話等見ましても被害がふえているというふうに把握をしております。

それから、有害鳥獣対策のことですけれども、従来は猟友会のほうに鹿あるいはキツネ等の駆除をお願いしていたわけでございましてけれども、現在会員数が11名というふうになってございまして、調べてみますと、7年前は実は18名おりまして、会員数の減少ということと、もう一つは高齢化ということでありまして、特に近年エゾシカの被害がふえてきたということで、猟友会に全面的にお願いするのもやはり限界があるだろうということから、平成24年度から地域エゾシカ対策事業ということで、農業者の方みずからも被害の減少に取り組んでいただくために、わな免許の取得費用の助成、それからくりわな、それから看板貸与を行ってございます。それから、わなを仕掛ける場合について保険料が、保険を掛けなければならないものですから、その保険料の助成ということで、町とJAが半分ずつ出し合まして、実質全額を負担しているということを行ってございます。

秋 間
委員 長
中村委員

現在農業者によりますわなの取得については10名となっておりまして、今年わなによるエゾシカの捕獲頭数なのですが、銃に比べれば非常に少ないのでありますけれども、12頭捕獲しているというのが現状でございまして、今後も農業者の方にもこういった活動を広げていただきたいというふうに考えているところでございます。

9番、中村委員。

今の説明ですと、実際には200、そしてさらには300万円ということで実際ふえていると。それが今の説明では実態ですと。そして、その対策としては資格免許で、これ見ますと大体二百二、三十万円、8から8、12、13、19を足しますと200ちょっとになるのかな、これだけの予算見ていながら、実際には年齢で減っていると、免許を取る人が。今、これは道でもそうなのでありますけれども、ほかにいい方法はないかということで今説明があったとおり、わなだとか、そういう方法で今やっています。現実その効果というのはどうなのでしょう。道も何年前か予算をつけて、実際わなとかやっているようなのですが、その中身についてはなかなか報告がないのですが、今の説明では我が町もそういう形でやっているということですよ、今の説明では。その状況はどうなのでしょう。

秋 間
委員 長
高木産業
振興課長

産業振興課長。

エゾシカの捕獲頭数の推移でございましてけれども、25年度は2月末現在でございまして、121頭ということでございまして、前年度、24年度が131頭、23年度が143頭と。捕獲頭数については、そんなに実はふえてはいないところが現状でございまして。ただ、新聞報道等によりますと、道内のエゾシカの生息数ですか、それはあくまでも予想でございましてけれども、若干減っているというような報道も聞いているところであります。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

猟友会の人がいなくなって……若い人がいないというのも一つの条件かもしれませんが、これ猟友の許可をとるのが非常に昔と違って難しくなっているのです、警察の許可が。なかなかそれがクリアできない人……クリアできない人って余りいないのかどうか分かりませんが、そういう手続が非常に難しくなっている。そういうのが、若い人でそういう猟をやる人がいなくなったのが大きな要因だと思うのです。それで、今すぐってどうにもならないですけれども、これ間違いなく近い将来猟友会の人はいなくなっていくと思うのです。40後半の人が一番若いぐらいでしょう、多分。だとすれば、これ考えなければならぬのは、農協の職員だとか町職員に免許を取らせ

て、そういう形でもしていかないと……

(何事か言う者あり)

大西委員 本場に一般町民にそれをお願いしても、金出してもなかなかやる人いないと思う。それに猟で減らすことを考えるのか、また国も道も違うことを考えて減らすことを考えるのか。何かする方法を考えないとならない。今の状態だったら、間違いなく誰かが猟をしなければならぬわけでしょう。だとすれば、誰に頼めるといったら、町民にいなかったら町職員か農協の職員がやらなければ、どうもならぬでしょう、これ。だから、町職員だって、農家困るから、金は出すから猟友会やってやという話ではないと思うの。みずからやっぱり出ていかないと、そういう時代が来るのだと思うのです。そうすると、警察も許可や何かもそういう形で出して、銃や何かの管理もちゃんと農協やら町できちっとやるのであれば許可も出しやすいと思うのです。夫婦げんかするかとか何かいろいろな条件があって、もう大変なのです、あれ。借金はないかとか。だから、それ農協と町がかかわるのなら、それはもうないのだから、そういうことも今すぐとは言えぬけれども、これから近い将来行政として考えなければならぬと思いますけれども、町長どう思いますか。

秋 間 町長。

委員 長

小林町長

そういうことだと思うのです。今猟友会にお願いをしてやってきたのですけれども、実際には駆除の面からいくと銃の持っている人をふやしてほしいということなのですけれども、一方警察の関係からいくと、できるだけ規制を強くしていくとあるから、なかなか経費もかかるし、若い人がとらないという傾向がありますから、うちの実態をいっても高齢化が進む、それから人数も減るということなのでありますけれども、それに加えて当面くくりわなというようなことがあったのですけれども、なかなかそれもどういう効果が、どのくらい効果が出せるのかということがあると、将来的にはどこか専門のそういう苦情のところがやってくれれば委託をするのか、あるいはある程度被害の状況によっては町として抱えることも検討しなければならぬのかなというふうに思っているところであります。いずれにしても、よく状況を見ながら検討させていただきたいと思います。

秋 間 8番、清水委員。

委員 長

清水委員

土木費について伺います。これどこで伺ったらいいのかなと思って。実は、これは公共工事の……

秋 間

清水さん、土木費はまだ入っていませんので。

委員 長

清水委員

そこまで行かなかった。

	秋間 委員長 清水委員 秋間 委員長	<p>今は商工、農林業、労働。</p> <p>そうか、商工費までなものな。</p> <p>そのほかございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	秋間 委員長	<p>それでは、質疑がないようでありますので、説明員の交代のため暫時休憩をいたします。</p> <p style="text-align: center;">午前10時37分 休憩 午前10時39分 再開</p>
説明	秋間 委員長 土生 建設課長	<p>それでは、休憩を解きます。</p> <p>次に、土木費について説明を願います。建設課長。</p> <p>建設課長、土生から説明します。83ページをご覧ください。</p> <p>8款土木費1項土木管理費1目土木総務費で、町道の管理、街路灯の維持管理費と各種団体への負担金を計上しております。本年度計上額は、2,054万1,000円で対前年度770万4,000円の減額となりました。</p> <p>主な減額要因は、11節需用費の電気料で50万円減と15節工事請負費で700万円減の800万円を計上しております。</p> <p>これ以外の各節は、ほぼ前年度同様の計上となっております。</p> <p>特定財源につきましては、道路占用使用料610万円、河川占用使用料2万6,000円、活き生きまちづくり基金繰入金421万7,000円を計上しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	秋間 委員長 寺田総務 企画課長	<p>総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、寺田よりご説明申し上げます。</p> <p>2目土地開発基金費ですが、予算額28万9,000円で前年度対比3,000円の減額で、基金利子分を繰出しし、積み立てるものでございます。</p> <p>特定財源は、同基金利子収入を全額充当しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	秋間 委員長 土生 建設課長	<p>建設課長。</p> <p>建設課長から説明します。</p> <p>3目公園管理費は、本年度計上額は、882万4,000円で、対前年度予算額で比較しますと349万5,000円の減額となりました。</p> <p>主な減額の要因は、昨年実施しました土幌北団地公園造成工事が完了したことによるものです。</p> <p>この節以外は、ほぼ前年度同様の計上となっております。</p>

特定財源につきましては、ふるさと体験広場使用料千円と公園敷地貸付料千円を計上しております。

次に、84ページをご覧ください。

2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費で、道路の維持管理に関わる職員の人件費と事務所経費等の諸費用を計上しています。本年度計上額は、2,696万8,000円で対前年度34万8,000円の増額となっております。

各節とも、ほぼ前年同様の計上となっております。

次に、2目道路橋梁維持費では、町道の維持管理と冬期間の除雪等に係る費用で、本年度計上額は、6,206万2,000円で対前年度978万5,000円の増額となっております。

主な増額要因は、各節での消費税率のアップに伴う諸費用の増、その他、15節工事請負費で防雪林植栽工事を実施するために160万円を計上し、18節備品購入費で機械器具購入費として道路維持用トラックの更新のため462万3,000円を計上しております

次に、85ページをご覧ください。

3目道路橋梁新設改良費で、社会資本総合整備交付金事業を含む道路事業、町単独の公共施設整備工事に要する経費を計上しているもので、本年度計上額は、3億2,567万4,000円で対前年度5,796万6,000円の減額となっております。

主な減額要因は、社会資本総合整備交付金事業費の減によるものです。各節での計上につきましては、本年度の事業執行に係る13節、15節、17節、22節につきましては、事業執行内容により今年度所要額を計上しております。これ以外の2節から12節までと14節に係ります経費はほぼ前年度同様の計上となっております。

85ページに戻りまして、特定財源は、社会資本総合整備交付金9,180万円を計上したほか、ここに記載のとおり各種事業債を合わせまして9,100万円を計上しております。

次に86ページに移りまして、3項河川費1目河川維持費は、北海道管理河川である音更川とワッカクネップ川に設置されている樋管2箇所の管理受託経費と財産譲与用地登記委託料を計上しているもので、本年度計上額94万6,000円で対前年度1,000円の増額となっております。各節の計上は、ほぼ前年度同様となっております。

特定財源につきましては、樋管樋門操作業務委託金4万5,000円を計上しております。

87ページに移りまして4項都市計画費1目公共下水道事業費は、本年度計上額、8,884万6,000円で341万4,000円の増額となっております。この目の予算は、全額28節繰出金で土幌町公共下水道事業特別会計予算に繰出すもので、詳細は、土幌町公共下水道事業特別会計予算でご説明申し上げます。

次に、5項住宅費1目住宅管理費は、町営住宅の管理経費で、本年

度計上額は、2,864万1,000円で267万4,000円の増額となっております。この主な増額要因は、13節委託料で公営住宅管理システムの更新整備のため324万円計上しております。

また、減額では11節需用費で約50万円と15節工事請負費で今年度は公住公園遊具整備工事が無いことから、約120万円の減額となっております。

特定財源は、各種町営住宅に関連します使用料合わせて2,734万8,000円と地域住宅計画関連事業交付金127万円、町営住宅敷金預金利子2万3,000円を計上しています。

次に88ページに移りまして、2目住宅建設費は、町営住宅の建替に関する経費と住宅建築確認申請事務、住宅支援機構の住宅審査業務等の事務経費で、本年度計上額は、1億6,214万5,000円、対前年度1億42,124万4,000円の増額となっております。

主な増額要因は、若葉団地町営住宅9戸分の建替に関する経費と来年度以降の建替に向け若葉団地8戸分の解体工事と西吉野団地に2戸ある公営住宅で入居の応募が無く、かつ、耐用年数を超えていることから、こちらも解体工事を実施するもので、15節工事請負費全体で1億5,250万円を計上しております。

この節以外は、ほぼ前年度同様の計上となっております。

特定財源は、町営住宅使用料1,526万5,000円、地域住宅計画関連事業交付金6,379万円の他、ここに記載の各種委託金合計で17万3,000円を計上しています。

次に3目住宅団地造成管理費は、町の住宅分譲地に係る諸費用で、本年度計上額は、716万6,000円、対前年度196万2,000円の増額となっております。本年度の住宅団地造成はありません。

主な節では、19節負担金補助及び交付金で、今年度新たに、みのり野団地の販売促進として、従来の太陽光発電設置に伴う補助金の他、子育て及び定住支援補助金制度を創設し、中学生以下の子供を有する世帯が、この団地に居住用の住宅を新築した場合に100万円を補助金として助成するもので、このうち50万円相当については、商工会の商品券で交付するものです。本年度計上額は2戸分の200万円と太陽光発電設置に伴う助成は昨年度と同額の58万円2戸分の116万円の合計で316万円計上しております。

この節以外は、前年度とほぼ同様の計上となっております。

以上で説明を終わります。

質 疑
秋 間
委 員 長
清水委員

説明が終わりましたので、土木費について質疑を行います。ございませんか。8番、清水委員。

工事費について伺いたいと思うのですが、実は国交省が昨年公共工事の入札が非常に不調が多いということで、労務単価7.1%引き上げました。そのことがどのように影響してくるのかということもあるの

秋 間 委 員 長 土 生 建設課長	<p>ですが、その点について伺います。</p> <p>建設課長。</p> <p>建設課長、土生からお答えをします。</p> <p>まず、町の部分につきましては、基本的に工事請負ということで、発注業務によりまして各請負者に工事を請け負っていただいているという状況でございます。それに伴う積算につきましては、町のほうで単価等を定めているのではなくて、それぞれ各種国土交通省並びに農林水産省の補助事業で対応している事業がございますので、それぞれその省庁から出されております労務単価に基づいて、所定の入札日に基づきまして、それぞれ適用される単価が決まっておりますので、その単価を適用して積算をして入札を行うという作業をしているところでございまして、単価についてはそれぞれ各省庁が改定をして、北海道がそのもとに、さらに改善を行った場合にそれぞれそれに基づいて本町の積算をするという形をとってございますので、それぞれリアルに単価改定は生かされているということで現状は積算をしてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
秋 間 委 員 長 清水委員	<p>8番、清水委員。</p> <p>そうすると、今の課長の答えでは、国交省が設計労務単価出していますから、それに基づいてやっているというふうに理解していいのですね。ただ、それがそのままそこで働く労働者に素直に反映されるかどうかということは、そこがまた問題だろうと思うのですが、それ自身は施工する工事の事業者がどういうふうに労働者に対して対応するかということにかかわってくると思うのですが、そこまでは行政としては立ち入って云々はできないのでしょうか。どうなのですか、そのところを伺います。</p>
秋 間 委 員 長 土 生 建設課長	<p>建設課長</p> <p>建設課長、土生のほうからお答えをさせていただきます。</p> <p>基本的には、先ほど申しましたように受注をされた業者さんの中でそれぞれ整理をしていただく。ただ、労務単価とか、それぞれのものということではなくて、基本的に工事の中で下請業者に仕事を願いまする部分、これはパーツごとに例えば出てきたりするわけですがけれども、それらについては極力竣工後に速やかにお支払いをいただく等の、そういった行政の中でのお願いはしてございますけれども、個別の単価等については立ち入って確認をするという状況は実施してございません。</p> <p>以上でございます。</p>

秋 間 委員 長 清水委員	<p>8番、清水委員。</p> <p>今そういうお答えだったのですが、7.1%引き上げられるということになると、どういうふうになるかということなのです。運転手一般の場合で、設計労務単価というのは一般的には1万9,300円なのです。14年の2月に改定されて、それがどうなるかということになると900円上がるのです。それが素直に労働者に反映されれば、こういう形で反映されれば、それなりに労働者にとっては恩恵があるというふうになると思うのです。そういう点では、やはり一定程度、先ほど課長答弁されていましたが、それはそういう指導も必要なのだろうというふうに思います。そこのもっともぜひそういう形で。十分にそれなりに請け負う事業者もそれなりにあるわけですから、そういう点もきちっとしていかないと、働く労働者にとって何も恩恵がなかったということではないようにしていく必要があるというふうに思いますので、ぜひそういう点も指導をすべきだというふうにお願いします。</p>
秋 間 委員 長 土 生 建設課長	<p>建設課長。</p> <p>基本的に公共工事の指名でございますように、今清水委員さんおっしゃられている部分が活かされるように我々も十分指導していきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。</p>
秋 間 委員 長 大西委員	<p>11番、大西委員。</p> <p>89ページのみり野団地の中学生以下の子供たちのいる家庭、太陽光については新しい人にも使えるし、今までの既存の家の人にも使えるよということだったけれども、今度は新規しかだめということですね。多分苦情あるのかな、決めごとだから今年からといえばそれはしょうがないのだと思いますけれども、それと含めてせつかくの制度ですから、PRをどうしていくのか。この間町長の予算発表のときはそういう記述になっていたけれども、マスコミの広告に出すとかなりの金取られるのです。だから、本当は議会の中でこう出たやつを、偶然に新聞社いますけれども、書いて大きく扱ってもらえば、それは一番、下の広告代何十万円出すより効果あるのだと思うのです。だから、我々も地元で何回かやっています。のみり野団地の売り出しのために藤丸の前でまたやろうと思いますので、ぜひ町のほうも多少応援をしていただきたいなと思いますけれども、PRの方法をどのようにやっていくのかお聞きします。</p>
秋 間 委員 長 土 生 建設課長	<p>建設課長。</p> <p>建設課長、土生からお答えをします。</p> <p>これまでも中土幌勝手連の皆さんにはのみり野団地の販売促進に向</p>

けて過去に藤丸前等で寒い中を協力いただきまして販売促進の運動をしていただいているということに対して、この場をおかりしてお礼を申し上げたいと思いますし、今回の新しい制度を含めて、みのり野団地の販売促進については極めて苦戦をしている現状でございますので、この現状に鑑みて、できるだけ広く、なおかつ周知をしながら定住促進、それから子育て支援というその2点をきちっと認識をしながら、我々担当のほうもこれから周知をしていきたい。当然ホームページも含めて実施をしているところでございますけれども、それらの方法についても地域の皆さんとまた協議をしながら、またできるだけ販売促進につながるような運動をしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思っております。

以上でございます。

秋 間
委 員 長
ここで11時15分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

秋 間
委 員 長
休憩を解きます。

7番、服部委員。

服部委員
今、先ほど休憩前に大西委員のほうからあったみのり野団地のことなのですが、販売状況がわかれば教えていただきたいのですけれども。

秋 間
委 員 長
建設課長。

建設課長、土生からお答えをしたいと思います。

土 生
建設課長
みのり野団地につきましては、当初56戸造成をいたしまして、現在まで実際に契約をして売れているのは20戸でございます。残り36戸が分譲地として公募している状況でございます。

以上でございます。

秋 間
委 員 長
7番、服部委員。

ここ1、2年の中での状況はわかりますか。

服部委員
秋 間
委 員 長
建設課長。

土 生
建設課長
平成22年が2戸、23年が0戸、24年が1戸、25年が今のところゼロという状況でございます。22年からはトータル3戸という状況が販売しているところでございます。

以上でございます。

秋 間
委 員 長
7番、服部委員。

服部委員
町長にお伺いしますけれども、やはりこういう状況を踏まえて、こ

ういろいろな対策をとられるのは当然かなと思うのですが、やはりあそこの地域のことを考えた中長期的な対応というのを考えていかなければなかなか難しいのではないかなというふうに思っているのです。それで、その辺のお考えをお伺いしたいのです。

秋 間 町長。

委員 長

小林町長

1つは、これは従前は通勤可能地域ということで中土幌新東団地も売れてきたのですけれども、今音更の宝来だとか駒場も分譲しているということで、なかなか苦労しているということがありますけれども、そういう意味では少し条件をよくして、団地として先ほど言った支援の対策をして、どちらかという町外から買っていただくということで、そういう条件で出しているのですけれども、もう一つは先ほどありましたようにスタンド等だとか、もう少し生活環境部門でも少し改善をして、少なくとも買い物だとか教育だとか、先ほど言ったスタンドも含めて、そういう環境についても少しいろんな機会に協力いただくような整備をしていく必要もあるのかなということで、そういうことでいろいろ検討させていただきたいと思います。

秋 間 9番、中村委員。

委員 長

中村委員

これは、町道でなくて開発局ということになるとは思いますけれども、国道241号線、今意見書というのですか、防雪柵をつけてほしいというのを要請書という形で出ていますけれども、いわゆる2月の17、18日ですか、2日かけて各2カ所、中土幌から土幌間でかなりの数の車が落ちていたということで、いわゆる道路の検証を開発局なのですけれども、町から開発局のほうに、いわゆる事故が起きた場合の検証ということでどこでもやっているようなのですけれども、町のほうから開発局のほうに検証の要請をするというか、その辺を考えているかどうかお聞きしたいと思います。

秋 間 建設課長。

委員 長

土 生

建設課長

建設課長、土生からお答えをします。

まず、241に関しましては、去年の3月に町の生活安全推進委員会のほうからそれらの通行にかかわる改善要請書が出てございますので、それらをもとに去年の11月27日に北十勝4町で国道に関する整備に関する安全通行に関する部門も含めまして期成会を組織して要請をしたという経過でございます。

さらに、本年の2月16から19日にかけての吹雪の中で、実は2月18日に極めて危険な状況で、かなり台数的には7台から8台、路外の逸脱事故を、単独ではあったようですけれども、起きているという状況でございます。

これらについては、その都度道路事務所の担当のほうと私どものほうと連絡をとり合いながら実際にはやっているという状況でございますので、それぞれ要請をしているところでございますけれども、その要請の中身としましては従来からお願いしているように、まず一番問題になるのが地吹雪による視界不良あるいは突風によって車両が風圧によって路外に逸脱するということから、できればまず防雪柵の設置をして、視程障害の確保をしていただきたい。あわせて、通行に伴いまして、現状のわだち掘れ等による極めて危険な状況を路面整正という形で舗装のオーバーレイという形で、実際には舗装を塗るというような上にもう一層充てるといような状況で対応してほしいということをお願いしております。ただ、現実には路肩部分1m弱程度の幅の部分的な応急的な実態としては、去年の段階では実施されておりましたので、それらを全面的に修正をしていただくようお願いをしているというのが現状でございます。

以上でございます。

秋 間
委 員 長
中村委員

9番、中村委員。

まさにそのとおりなのですけれども、現実には、要は当初スパイクタイヤからスタッドレスになったときに、条件としてはある程度雪が、積雪だとかそうなった場合には、まずすぐ除雪をして、そして融雪剤をまいてということで、スタッドレスでも十分事故の起きないような道路状況にするというのが当初の要するに約束事項であったかと思えます。現実、降ったときにやるのですけれども、一番しばれるのは朝方だとか夜間です。その間にそういうことがされていないということが条件で、恐らく地吹雪とかそのときの天気の状態もあったのですけれども、実際にその辺がなかなかされていないというのが実態だと思うのです。それと、どうしても、これはたまたま逸脱した車の中に知っている人間がいまして聞いたら、自然とハンドルがそっちに行ってしまうというのです、運転しながら。ちゃんと走っているけれども、あおられて、どうしても突っ込んでいってしまうと。それはなぜかといったら、やっぱりそのとき下のアイスバーンだとかその雪の状態です。そういうふうになってしまうということなので、では歩道をつければいいのかとなれば、歩道をつくっても歩道を乗り越えて逸脱してひっくり返っている車も8台くらいですか、2カ所に分かれてあったのですけれども、そういう状態なので、しっかりとその辺……。当然写真なんか町の方では警察関係も撮られていると思うのですけれども、それをもとにして、きちっと開発局をお願いをするという形をお願いしたいと思います。

秋 間
委 員 長

11番、大西委員。

大西委員	<p>課長も今わだちだとかと言うけれども、そもそも中土幌帯広間というのは多分落ちている人は追い越しかけたり何か無理な運転で落ちている人が多いのです。土幌中土幌間だけは部分的に本当に20、30で走っていても、今言うように風が来るとアイスバーンで流れて落ちるのだ。ハンドル持って、皆さんもわかっていると思うけれども。ただ、わだちよりも、あの構造が大体おかしいのです、落ちたところというのは。全部、路肩だからどうしても帯広向かうと左側のやつが傾斜するのはわかります、水が流れるから。それで、多分あそこ1mぐらい舗装を多少上乘せしたけれども、それもはがれてばらばらになっているし、あれだけではだめなのです、根本的にあそこを変えないと。今事故起きていて、死亡事故が起きていないからまだいいけれども、やはりやる場所決まっているのですから。昔は中土幌の小学校の北側で一遍に7台も8台も落ちたと。今回も同じ、町長も葬式が何か行くときに見たからわかると思うけれども、どうしても場所って同じところなのです。だから、防雪柵をつくっても、全部つくれないのですから。そうしたら、その部分だけ、どこか抜くところあればそこから風入って行ってしまいます。去年の3月の初めのああいう事故が起きたり何かしますから、防雪柵はやらないとだめだけれども、道路の構造検証をきちっとしてくれないと、あれだけ路肩下がっていたら、それはアイスバーンですうすう自分で行ってしまいます。僕らも本当にあそこは気持ち悪いです、同じところで。だから、開発に何ぼ言ってもやらないのなら、公明党の大臣のところへ直接直談判してもらったほうが早いでしょう。ぜひ早急にやらないと、本当に通勤している人は冷や冷やものです。頼みます、それ。</p>
秋 間 委員 長 小林町長	<p>町長。</p> <p>今経過なり状況は建設課長が答弁したとおりなのでありますけれども、去年北十勝4町で要望したこととあわせて、先般も開発に資料等をお送りしたのですけれども、近く241号が危険道路として位置づけをされるというふうにお聞きをしているのでありますけれども、ただ一回に全部直るかといったら、なかなかそのうち期間もかかるのですけれども、今大西委員もおっしゃったとおり、何カ所か危ない箇所があるので、そこを少し早急にやるように今後開発と協議をしていきたいと思っております。</p>
秋 間 委員 長	<p>そのほかございませんか。</p> <p>(な し)</p>
説 明	<p>秋 間 委員 長 寺田総務</p> <p>それでは次に、消防費について説明を願います。総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、寺田よりご説明申し上げます。</p>

	企画課長	<p>89ページ、9款1項1目消防費ですが、北十勝消防事務組合に対する負担金で、署費・団費、本部共通経費の合計予算額は2億1,424万円で、前年度対比431万8,000円の減額となっております。</p> <p>特定財源としまして、一般単独事業債50万円を充当しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	秋間委員長	<p>説明が終わりましたので、消防費について質疑を行います。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	秋間委員長	<p>質疑がなければ、暫時休憩といたします。</p> <p style="text-align: center;">午前11時27分 休憩 午前11時34分 再開</p>
	秋間委員長	<p>それでは、休憩を解きますけれども、ただここで説明員の交代になりますので、またさらに暫時休憩をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">午前11時34分 休憩 午前11時36分 再開</p>
説明	秋間委員長 植田教育課長	<p>それでは、休憩を解き委員会を再開いたします。</p> <p>それでは、教育費について説明を願います。教育課長。</p> <p>教育課長、植田から10款教育費についてご説明申し上げます。</p> <p>89ページをご覧ください。1項1目教育総務費ですが、本年度予算額1億434万7,000円で、対前年比422万8,000円の減額でございます。</p> <p>主な要因は、平成25年度と比較して1節報酬で26年度新たに参与として1名増となることで360万円の増、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、90ページ7節賃金等は職員の異動等に伴い職員給与等合わせて773万6,000円の減、9節の旅費は4年に1回の教育委員の道外視察研修が平成25年度実施され、26年度の予定がないことから50万円減額、11節需用費はほぼ同額、12節役務費は平成25年度給食センターの増築にともない火災保険料等14万1,000円の増、13節委託料は新たに学校薬品検査等を学校薬剤師に委託し11万円の増、19節負担金補助及び交付金では、各項目とも微増となり16万5,000円の増額となったところです。その他各節については概ね前年度並を計上したところです。</p> <p>続きまして、2項1目小学校費の学校管理費ですが、本年度予算額8,760万9,000円で、対前年比249万円の増額でございます。</p> <p>主な増額の要因は、11節の需用費の燃料費で平成25年度と比較しまして大幅に単価が上がり228万9,000円の増、電気料は積算見込みによ</p>

りまして約1.1倍の106万円の増、その他各節とも消費税の増額に伴い増となったものです。

93ページ、15節工事請負費は平成25年度中士幌小学校体育館塗装、プール解体、土幌小雨漏り、教職員住宅塗装工事等で975万7,000円でしたが平成26年度は土幌小学校、中士幌小学校、佐倉小学校等の玄関タイル補修、上居辺小学校敷地内補修、教職員住宅塗装工事等で781万7,000円を予定し前年度対比194万円の減額の内容でございます。

特定財源は、91ページに記載のとおり6件で500万5,000円を計上しています。

続きまして93ページの下段の2項2目教育振興費ですが、本年度予算額5,065万4,000円で対前年比876万5,000円の増額であり、主な要因としては、4節共済費44万3,000円の増、7節賃金で支援員等の増員により276万1,000円の増、14節使用料及び賃借料でバス借上げ金額が増加したことにより12万4,000円の増、18節備品購入費では土幌小学校パソコンを21台更新、更には各学校に実物投影機の購入等で369万5,000円の増、19節負担金補助及び交付金では都市交流事業で参加人数の増加等に伴いまして141万5,000円の増額が主な要因となったところでございます。

特定財源としては、就学援助費補助金等を含む3件39万2,000円を充当してございます。

次に、94ページをご覧ください。2項3目言語学級費ことばの教室であります。2,237万1,000円で、対前年比31万2,000円の増額であります。2節の給料から4節の共済費で21万2,000円の増額で、その他の節につきましては、ほぼ前年度並みを見込んでます。

特定財源としては、上士幌町よりの幼児療育センター通所負担金を68万2,000円見込んだところです。

次に95ページをご覧ください。3項1目中学校費の学校管理費ですが、本年度予算額は2,341万3,000円で、対前年費132万4,000円の増額となっております。

主な要因は、11節の需用費の燃料費の単価アップ等により71万2,000円の増、電気料は実績見込みにより19万7,000円の増、96ページ、15節の工事請負費は校舎等の塗装で対前年比で55万9,000円の増が主な内容でございます。

特定財源は、教職員住宅貸付料等2件で66万1,000円を充当しております。

同じく96ページの3項2目教育振興費ですが、本年度予算額は1,108万5,000円で、対前年比60万9,000円の増額となっております。

主な要因は、4節共済費、7節賃金34万5,000円の増、97ページの19節負担金補助及び交付金で全国、全道競技大会参加助成金を90万円を予定し、対前年比20万円の増額としたところです。その他各節につ

秋 間
委 員 長
金森高校
事 務 長

いては消費税増税等に伴い微増となったところです。

特定財源は、記載のとおり 3 件で54万9,000円を充当しております。

次に97ページ、3 項 3 目スクールバス管理費ですが、本年度予算額は4,814万9,000円で、対前年比244万9,000円の増額であります。

主な増額の要因は、13節委託料で燃料の単価UPや消費税の増税等により206万2,000円の増となったところです。

以上で説明を終わります。

高校事務長。

高校事務長、金森から説明します。

97ページ、10款 4 項 1 目学校管理費ですが、予算額4,920万円で対前年度比38万8000円の増額となっております。2 節給料から 4 節共済費までは、一般職員 3 名分で11万5000円の減額、98ページに移りまして、11節需用費の燃料費は、単価・消費税のアップにより88万1,000円の増、電気料は消費税のアップにより48万5,000円の増となっており、需用費全体で対前年度比129万7,000円の増となっております。12 節役務費では、前年度比で23万3,000円の増、15節工事請負費は計上しておりませんが、教員住宅の塗装工事を終了した事から130万2,000円の減額となっております。

特定財源ですが、97ページに戻っていただきまして、教職員住宅貸付料389万 8 千円の他、記載のとおりとなっております。

99ページをお開きください。2 目教育振興費ですが、予算額 2 億7,119万4,000円で前年度比552万7,000円の減額となっております。その主な要因としまして、2 節給料から 4 節共済費までは、育児休業していた教師が復帰した事により代替教員 2 名分を削減した事により1,369万6,000円の減。7 節賃金から12節役務費は前年度と同額を計上しています。

100ページに移りまして、14節使用料及び賃借料では校務支援システム利用料22万6,000円を計上しております。校務支援システムは、生徒の出欠管理・成績の管理・通知書の発行等など一連の作業をシステムで行う事により、教員の負担を軽減される事から導入するものであります。18節備品購入費では、施設備品購入費として、教員用パソコン24台分で570万7,000円を計上しております。19節負担金補助及び交付金では、通学バス自主運行保護者会助成金は前年度比93万3,000円の増、その他はほぼ前年度と同様で、19節全体で前年度比97万8,000円の増となっております。21節貸付金では、修学資金貸付のための預託金として20件分430万1,000円を計上しています。。

特定財源ですが、99ページに戻っていただきまして、公立高等学校授業料不徴収交付金978万4,000円、授業料749万4,000円が記載のとおりとなっております。

101ページに移りまして3目高原寮管理運営費ですが、予算額411万4,000円で前年度比6万円の増額となっております。11節需要費の燃料費は単価アップにより18万1,000円の増、電気料は単価・消費税アップにより5万4,000円の増、水道料は3万8,000円の減、修繕料は10万円の減で、11節全体で前年度比9万7,000円の増となっております。12節役務費では、全体で4万8,000円の減、13節委託料は消費税のアップにより1万1,000円の増となっております。

特定財源としまして、高原寮使用料33万円を計上しております。

4目農場管理費ですが、予算額5,566万円で前年度対比95万4,000円の増額となっております。その主な要因としまして、2節給料から4節共済費までは一般職員4名分で29万1,000円の増、102ページに移りまして、11節需用費の消耗品費は単価アップにより16万円の増、燃料費は単価アップにより46万1,000円の増、飼料費は単価アップにより12万2,000円の増で、需用費全体対で対前年度比80万2,000円の増となっております。12節役務費は、前年度比5万2,000円の減。18節備品購入費は前年度比18万7,000円の減となっております。

101ページに戻っていただきまして、特定財源につきましては、高校生産物売払い収入900万円となっております。

102ページに移りまして、以上高等学校費総額3億8,016万8,000円で、対前年度比412万5,000円の減額予算となっております。

以上で説明を終わります。

秋 間
委 員 長
高 橋
子 ども
課 長

子ども課長。

子ども課長 高橋から説明します。103ページをお開きください。

5項幼稚園費1目幼稚園費は本年度予算額1,294万4,000円で対前年度比32万円の増となっております。

その主な要因は、4節共済費、7節賃金で、職員の異動によるもので29万7,000円の増であります。9節旅費で1万7,000円の増となっております。

特定財源につきましては幼稚園保育料、災害共済給付金を充当しております。

以上で説明を終わります。

秋 間
委 員 長
植 田
教 育 課 長

教育課長。

6項1目社会教育費の社会教育総務費ですが、本年度予算額は4,017万9,000円で、対前年比474万9,000円の増額であります。

主な要因といたしましては、平成25年度と比較しまして職員の異動等により、職員給与等関連合わせて254万4,000円の減、7節の賃金につきましては、平成23年度から小学校5.6年生で外国語活動が必修化され、中学校、高等学校の英語教育を充実するため、外国語指導助

手を平成25年度10月から、第2種臨時職員として雇用してまいります。26年度も継続し、更には外国語指導助手ALTを1名増員することから627万8,000円の増、104ページに移りまして9節旅費につきましても、外国語指導助手の増員に伴い、赴任旅費、オリエンテーション参加等で58万3,000円の増、14節使用料及び賃借料で柏樹大学、大学院の視察研修の回数増に伴い27万9,000円の増、18節備品購入費はALTの増員に伴い45万円の増額となっております。その他の節につきましても概ね前年度並みの予算を計上したところです。

特定財源は、103ページに記載のとおり道費補助金30万円円を見込んだところです。

次に105ページの1項2目生涯学習推進費ですが、予算額1,224万1,000円で対前年比92万円の増額でございます。

主な要因といたしましては、新規に本年度学習サポート事業の充実を図るため20万円の増、13節委託料でサタデースクール事業の児童送迎用バス運行経費の増加等にもなうもので45万8,000円の増、14節使用料及び賃借料は本年度音更町で町内小学全児童を対象とした芸術鑑賞が実施されることから26万円の増で、その他の節につきましても概ね前年度並みの予算を計上したところです。

特定財源につきましても、記載のとおり道費補助金20万円を見込んだところです。

次に同ページ、6項3目青少年対策費ですが、本年度予算額は45万7,000円で対前年比8万円の減額で、各節共に前年度並みの予算を計上したところです。

106ページに移りまして6項4目公民館費は、本年度予算額1,271万4,000円で、対前年比53万円の増額でございます。

主な要因は、11節の需用費の修繕料で各地区公民館の修繕の他、新田地区公民館の玄関タイル補修等を予定し30万円の増額となっております。15節工事請負費は年次計画により、西町公民館、南町公民館の塗装工事等が主な内容で12万4,000円の増額となるものでございます。その他の節につきましても概ね前年度並みの予算を計上したところです。

特定財源は、昨年同様に公民館使用料、中土幌太陽光発電の売電収入で77万4,000円を予定し、記載のとおり充当するものでございます。

107ページ、6項5目総合研修センター管理費ですが、本年度予算額5,587万4,000円で、対前年比146万6,000円の減額でございます。7節賃金で457万円の減で要因としましては、職員の異動により減額となります。11節需用費の燃料費は単価の上昇に伴い138万7,000円、電気料が18万2,000円、修繕料で新たに陶芸窯等で40万円それぞれ増額となり、108ページ、13節委託料は消費税の増額や労務費等の増により68万3,000円の増、15節工事請負費は総合研修センター図書館の壁

塗装等で174万3,000円の増、18節の備品購入費は平成25年度に小型除雪機を58万1,000円で更新しましたが、26年度は同額分が減額となり、その他各節につきましては記載のとおりとなっています。

特定財源は、記載のとおり昨年度と同様2件で、30万円を予定しています。

次に7項1目保健体育費の保健体育総務費ですが、本年度予算額は1,075万6,000円で、対前年比は、82万6,000円の増額でございます。

109ページの2節給料から4節共済費までは職員の異動等により、職員給与等関連合わせて76万9,000円の増、8節報償費は平成25年度短期水泳教室講師謝礼を計上しておりましたが、本年度委託料に移行したことから減額となるものです。また、13節委託料につきましては新たに69万2,000円の増額となり、その他の節につきましては概ね前年度並みの予算を計上したところ です。

特定財源は、記載のとおり雑入金40万3,000円の充当するものでございます。

次に110ページの7項2目体育施設費ですが、本年度予算額は2,483万5,000円で、対前年比485万9,000円の減額でございます。

主な要因といたしましては、11節需用費の燃料費、電気料で48万3,000円の増、13節委託料は前年度と比較して187万2,000円の減額で平成25年度町民プールのシート取替を実施したためによるものです。18節の備品購入は平成25年度清流パークゴルフ場の芝刈り機を更新したことにより、本年度は減額となるものでございます。なお、その他の節につきましては概ね前年度並みの予算を計上したところ です。

特定財源は、昨年度と同様同額2件で122万円を予定しております。

以上で、説明を終わります。

秋 間
委 員 長
鈴木給食
センター
所 長

給食センター所長。

学校給食センター所長、鈴木より3目学校給食センター管理費について、110Pから112Pにかけてご説明いたします。

3目学校給食センター管理費は、本年度予算額7,957万2,000円で前年度比較339万2,000円の減額となりました。

その主な要因は、11節需用費では、児童・生徒が15名増えるほか、学校給食費の消費税増税3%相当額94万9,000円を町で助成することにより、賄い材料費が169万9,000円の増額。また、消費税増税分等をあわせると全体で173万5,000円の増額。

12節役務費は、増築工事終了のため建築確認申請手数料2万5,000円の減額。全体で2万3,000円の減額。

13節委託料では、前年度比較140万6,000円増額の2,722万9,000円となり、主な内訳として、学校給食業務委託料で、調理員・学校配膳員

の時間単価を北海道最低賃金に沿って15円アップしたほか、一般管理費を6%から10%に変更としたことにより121万1,000円の増額。また、学校給食運搬委託料では、運搬車2台、ライトバンとトラックを更新したため69万3,000円の増額。さらに、給食管理システムの更新は前年度に終了したため52万5,000円の減額などです。

15節工事請負費は、増築工事終了のため840万円全額を減額。

18節備品購入費では、保健所より以前から指摘されていた2時間以内の喫食を実現するため、効率の良いガス式スチームコンベクションオープン更新費349万円を計上したため、186万4,000円の増額となりました。

特定財源の内訳は、雑入金のほか学校給食費現年度分、過年度分合計で3,326万円を充当するものです。

以上で説明を終わります。

秋 間
委 員 長

それでは、ここで午後1時30分まで昼食休憩といたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時30分 再開

質 疑

秋 間
委 員 長
出村委員

それでは、休憩前に引き続き特別委員会を開きます。

質疑に入りますけれども、何かございませんか。6番、出村委員。

93ページをお開きください。20節の扶助費の中の要・準要保護児童就学援助費についてなのですが、2月の21日の北海道新聞に経済的困窮を理由に自治体から就学援助を受ける小中学生の割合が平成24年度は過去最高を更新して道内は約9万4,000人で、全体の23.6%と都道府県別で4番目に高く、道内の児童生徒の4人に1人が受給しているとの内容の社説がありました。北海道内で4人に1人が就学援助を受けているという新聞報道に驚いておりますが、本町の小中学生の就学援助の受給数についてどのようになっているのかお伺いいたします。

秋 間
委 員 長

教育課長。

植 田
教育課長

教育課長、植田から回答いたします。

本町の小中学生の就学援助の状況についての質問でございますけれども、過去の実績につきましては、毎年度行政報告書に掲載しております。ここ数年は、50人前後で推移しております。児童生徒全体約530人でございますので、全体の1割でございます。10人に1人が受給している状況でございます。私も道新を見た後、本町の状況について調査をいたしましたけれども、先ほど出村委員がお話しされた北海道全体は4人に1人という状況よりはかなり少ない状況であると思

われます。手持ちの資料で過去の3年分の受給者データしかございませんけれども、小学生、中学生合わせまして、平成23年度につきましては51人、24年度につきましては49人、平成25年度は55人の認定を行ったところでございます。また、就学援助費を支給しております。全体比率ですと、平成23年度は9.86%、平成24年度につきましては8.99%、平成25年度につきましては10.26%とおおむね10%前後で推移している状況でございます。

以上でございます。

秋 間
委員 長
出村委員

6番、出村委員。

本町の場合は、北海道全体から見るとかなり少ないということで安心はしているのですけれども、同じ道新の社説の中で昨年8月に引き下げが始まった生活保護基準額と連動して運用する自治体が多いので、今後受給者数が絞り込まれる可能性があると思うのですけれども、本町では国の生活保護基準と連動して基準を設定するのか。また、受給者を減らすことになるのか、それについてお伺いいたします。

秋 間
委員 長
堀 江
教育 長

教育長。

就学援助につきましては、各自治体ごとに規則や要綱、要領などで基準を定めて運用しております。大多数の自治体では、国の生活保護基準と連動した形で基準が規定されているものと承知しております。本町におきましても、教育委員会で就学援助費の支給要領というものを定めて、国の生活保護基準と連動した形の基準となっているわけでございます。よって、生活保護基準の引き下げによりまして、その世帯の年間収入額が前年と同じような場合である場合、これまで就学援助を受けれたのですが、次年度から受けれなくなる、このような事態も想定されるわけでございます。しかしながら、本町の規定の要領の中にただし書きがございまして、ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、対象者とすることができるという規定がございまして、このただし書きを活用しまして、生活保護基準の引き下げ前の基準を適用させていただき、対象から外れる児童生徒を救っていかうという考えでございます。就学援助の決定につきましては、教育委員会の会議で決定することになりますので、教育委員の皆様の特例で認定する措置をお願いしたいと考えている次第でございます。なお、この特例措置を行うことにつきましては、先月であります、北海道教育庁十勝教育局からも要請があったところでございます。

以上です。

秋 間
委員 長
出村委員

6番、出村委員。

そういうことであれば、引き下げによって影響を受ける児童に対し

ての負担というのか、何か国が面倒見てくれると、そういうことで理解してよろしいのでしょうか。

秋 間
委員 長
堀 江
教育 長
秋 間
委員 長
細井委員

教育長。

国では交付税措置で賄われておりますので、交付税の財源の中にこれが含まれているという解釈だと思います。

5番、細井委員。

110ページでパークゴルフ場の使用料について、管内的にもパークゴルフ場の使用料を無料化にするところも少し出てきたようであります。シーズン券を委員会で購入される方はいいのですけれども、あそこで徴収員を置いてとなると、なかなか費用対効果という面では使用料で賄えるということにはならないかと、かように思うのですけれども、今後その使用料をずっとこのまま徴収していくのか、少し見直しをして無料化にするのか、そういうお考えが……無料化にできないのか、そんなことをお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

秋 間
委員 長
植 田
教育課長

教育課長。

教育課長、植田からお答えをいたします。

清流パークゴルフ場の利用状況につきましては、利用期間でござい
ますけれども、毎年4月から11月の約160日間でございます。平成20
年度の実績でございますけれども、利用者数が9,423人で、利用収入
でございますけれども、99万7,000円でございます。一方、維持管理
経費でございますけれども、草刈り等委託業務でございますけれども、
117万7,000円プラス利用収入、料金徴収等管理委託業務でございます
けれども、88万円ほど経費としてかかっております。合計で205万7,0
00円となっております。収支で申しますと106万円程度の赤字となっ
ております。平成23年度につきましては、台風等大雨の影響によりま
して、コース内の土砂等被害等を受けまして、利用者数は減少してお
ります。7,160人で、収入といたしましては70万円と減少しておりま
す。利用者数につきましては年々減少しておりまして、平成25年度に
つきましては158日間、利用者の方が6,702名と。収入につきましては
約60万円と。管理維持経費等でございますけれども、例年同様192万
円ということで支出しております。収支につきましては、130万円程
度の赤字となっている状況でございます。なお、他町村の状況でござ
いますけれども、本別町につきましては5カ所のうち2カ所が有料と。
足寄町につきましては、8カ所のうち3カ所が有料で行っております
けれども、利用者数も年々増加しており、平成26年度から無料化を実
施する状況でございます。

以上でございます。

秋 間
委員 長
細井委員

5番、細井委員。

料金を払っていただければ、確かに赤字の補填に、いずれにしろ赤字は赤字なのですけれども、赤字の補填にはなるのですけれども、これは町民の方もかなりパークゴルフは普及されているし、そういった面で考えると、利用料を幾ばくかいただくより、少しでも多くの方が気軽にやれる。確かに額的には少ないのですけれども、そういったところでこういう維持管理に充てるというのも一つでしょうけれども、そこら辺を考えてみれば、この際もう無料にして、一人でも多くの方がたくさん利用していただくというふうな考え方をしていったほうがいいのではないかと、そのように考えて今質問させていただいたので、すけれども、少しそこら辺を十分検討していただいて、いつまでも利用料をいただくのか、それともこの際多くの方に利用していただくために利用料をいただかない方向でいくのかということも十分検討していただきたいと。答弁はいただきませんが、この際ですから、私としては利用料をいただかない方法で運営をしていただきたいな、そういうふうに思いますので、よろしく検討してください。

以上です。

秋 間
委員 長
清水委員

8番、清水委員。

今そのような質問でのやりとりがあったのですが、私もいろいろ伺っているのですが、特に高齢者の方にとっては歩くということは非常に健康上いいことだというふうに言われていまして、そういうことで私も進めたことあるのですが、やはり有料だ、それにちゅうちょしている方がいるのです。そういうことを考えると、これから高齢者の方に健康を維持してもらおうということも考慮すれば、こういう状況の中ですから、確かに収入も幾らかあったほうがということかもしれませんが、先ほど答弁の中では、決して有料にしていることがプラスになっていないのです。そういうことも含めて考えたときに、有料のまま維持するというに異議があるのかというふうにも考えられます。したがって、この際無料にしてはいかがかというふうに思うのですが、その辺の判断はどなたがされますか。

秋 間
委員 長
堀 江
教 育 長

教育長。

清水委員、細井委員、それぞれから質問あったわけですが、私どもも最近新聞報道で、例えば本別が無料化にするとか、ほかの町村も過去にも有料から無料にしているような経過もございます。もとの出だしにつきましては、利用する方と利用しない方の公平性の観点から料金収入を取っているという状況であったと思います。しかしながら、町内の状況におきましては、中土幌につきましては少し小

規模なので無料であると。下居辺の温泉につきましては、こちらも無料であるということになっております。教育委員会としましては、町民一人一スポーツ運動を推進しております。並びに清水委員今言われたように、町民の健康増進に対する効果、特にウォーキングに対する効果も高いということもございますし、26年度につきましては無料化の検討をさせていただく年とさせていただきたいということで、予算査定の中で町長と協議をしている段階でございます。結論が出ましたら、条例改正も必要になるかと思っておりますので、その際にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

秋 間 11番、大西委員。

委員 長
大西委員

26年度は考えるということで、考えてほしいのだけれども、ゲートボールもありますよね。そういうことの整合性を、やるからにはみんな一緒にやってほしいなと思ひますし、健康増進って私も常々言っている介護保険料、何かスポーツでもやってももらったほうが、健康でいれば介護保険料にもはね返らないし、そういう大きな観点から見ると、みんながやってくれることがプラスになる。80万円、90万円の収入でやれない人が出て、介護保険料が高くなっていったほうがずっと町のためにはならないので、そういうことも考えながら、ほかのゲートボール、パークゴルフ、その辺をきちっと整合性を持って無料化に向かつて話し合ひていただきたいと思ひます。

秋 間 10番、和田委員。

委員 長
和田委員

105ページの委託料の関係なのですが、13節、サタデースクールの事業実施の委託料ということで397万円ほど組んでいるわけですが、今現在土曜がゆとり教育ということで今実施していないわけですが、将来にわたって土曜授業を復活することによって、今いろいろと言われている、本当にゆとりある状況なのかどうなのかということが言われているわけです。全国でも土曜授業を取り入れているということもあるわけですが、その辺の考え方についてどういうふうにして考えておられるかお願ひしたいと思ひます。

秋 間 教育長。

委員 長
堀 江
教 育 長

サタデースクールと今後国が推進しております土曜授業との兼ね合いの質問であると思ひますが、教育行政執行方針でも委員長から申し上げてございますが、本年、26年度につきましては土曜授業について調査研究を行うと回答しているところでございます。サタデースクールにつきましては、現在年間約30回程度を行っている状況にもございます。土曜授業をすぐには毎週ということにはならないわけござい

まして、これらも含めまして土曜に行われている行事、例えば今のサタデースクールであるとか、スポーツ関係の子供たちのいろいろな大会等もございますので、これらも調査しながら26年度は検討していきたいと考えております。

以上です。

秋 間
委 員 長
大西委員

11番、大西委員。

町長にお聞きします。給食費の3%については、差し当たり来年10月の10%になるまで町が持ちましょうという話でありました。今の状況を見ていると、何か来年の10月に10%にならないのかもしれないというのは結構大勢を占めていたのだけれども、町長はそこで10%に上がるだろうと思ったから、そこまではという制度も。今の情勢で本当にこれは4月からの経済動向は見なければならぬと思いますけれども、かなり何か落ち込むのでないかという話が出てきて、経済が不安定になると多分来年の10月に10%というのは結構きつくなって、自民党の中でもかなり議論が出ているみたいですが、もし上がらなかつたら、ずっと町が負担することを考えて、あのときそういう来年の10月多分上がるだろうということで3%を持つと言ったけれども、ほかの公共料金も全部そうなのだけれども、差し当たり来年の10月までは町が持つと。10%にならなかつたら、でもそこでやめるのか。10%になるまで、ずっと町が負担していくのかというのは、あのときにはっきり聞いていなかったもので、その辺はちょっと不安定になってきたので、どう考えますか。

秋 間
委 員 長
小林町長

町長。

当初、今年8%、来年10%ということですから、2回変わるので、今回は見送るということなのでありますけれども、ただ国の指導としてはできる限り転嫁をなささいという、そういう指導もあるのでありますけれども、行政執行方針で申し上げたとおり、余り10%ということより、27年度の動向だとか、影響もよく勘案しながら検討させていただきたいと思っておりますし、議会ともよく協議をさせていただきたいと思っております。

秋 間
委 員 長

そのほかございますか。ございませんか。

(な し)

秋 間
委 員 長

それでは、ここで説明員の交代のために暫時休憩をいたします。

午後 1時51分 休憩

午後 1時53分 再開

説明	秋間 委員長	<p>それでは、休憩を解きます。</p> <p>次に、公債費、諸支出金、予備費について説明を願います。総務企画課長。</p>
	寺田総務 企画課長	<p>総務企画課長、寺田よりご説明申し上げます。</p> <p>112ページ11款1項1目元金は、長期債に係る償還金で予算額6億9,550万4,000円で前年度対比7,799万円の減額となっております。</p>
		<p>特定財源としましては、負担金、使用料、立木売払金、減債基金繰入金、合わせまして1億8,894万9,000円を充当しております。</p>
		<p>2目利子は、長期債の償還利子及び一時借入金の利子を計上しており、予算額1億757万5,000円で前年度対比1,338万9,000円の減額となっております。</p>
		<p>特定財源は、負担金、使用料、立木売払収入、合わせて1,882万8,000円を充当しております。</p> <p>次に12款1項1目土地取得費は、公有財産購入費として前年度と同額の10万円を計上し、科目存置するものでございます。</p>
		<p>次に、12款1項1目予備費ですが、不測の事態での支出に充当するため前年度と同額の1,000万円を計上しております。</p>
		<p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	秋間 委員長	<p>説明が終わりましたので、質疑に入ります。ございませんか。</p>
		<p>(なし)</p>
	秋間 委員長	<p>ないようでございますので、ここで説明員の交代をいたしたいと思 います。</p> <p>暫時休憩します。</p>
		<p>午後 1時56分 休憩</p>
		<p>午後 1時56分 再開</p>
説明	秋間 委員長	<p>休憩を解きます。</p>
	伊賀 町民課長	<p>歳入、債務負担行為、地方債、給与について説明を願います。町民課長。</p>
		<p>歳入の説明を行いますので、予算書16ページをお開きください。</p>
		<p>1款町税1項町民税1目個人町民税、本年度の予算額3億3,380万円 で前年度対比200万円の増を計上しております。この増額は、東日本大震災からの復興を図ることを目的とし、防災の施策のために緊急に地方公共団体が実施に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割を500円引き上げることによるものです。現行3,000円から3,500円に変更されます。</p>
		<p>2目法人町民税、前年度と同額の5,600万1,000円を計上しております。</p>

秋 間
委 員 長
寺田総務
企画課長

2項固定資産税1目固定資産税、本年度の予算額4億4,944万円、前年度対比1,100万円の減の計上であります。これは、全体的な償却資産の損耗等によるものと思われまます。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、前年度と同額の4万円を計上しております。

3項軽自動車税1目軽自動車税、本年度の予算額は1,400万1,000円を計上しております。

4項市町村たばこ税1目市町村たばこ税、本年度の予算額は4,300万円を計上しております。

5項入湯税1目入湯税、本年度の予算額は、240万円を計上しております。

以上で、1款町税に係る収入についての説明を終わります。

総務企画課長。

総務企画課長、寺田よりご説明申し上げます。

17ページをご覧ください。

歳出の際に、特定財源につきましては、それぞれ説明しておりますので、一般財源のみを説明致します。

2款1項1目自動車重量譲与税は、1億2,000万円で前年度対比2,000万円の減、2項1目地方揮発油譲与税は、5,000万円の前年度と同額、3款1項1目利子割り交付金は、240万円で前年度対比30万円減、4款1項1目配当割り交付金は、70万円で前年度対比30万円の増、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は、20万円の前年度と同額で、それぞれ実績に基づき計上しております。

18ページに移りまして、6款1項1目地方消費税交付金は、7,000万円で前年度対比1,000万円の増で、消費税率引き上げによるもので御座います。

7款1項1目自動車取得税交付金は、2,000万円で前年度対比1,000万円減で、取得税率の引き下げによるものとなっております。

次に8款1項1目地方特例交付金は、200万円で前年度と同額。

9款1項1目地方交付税は28億5,000万円でそれぞれ前年度と同額を計上しております。

引き続き、債務負担行為、地方債、給与費について説明をさせていただきます。

9ページをお開き願います。

第2表債務負担行為ですが、2つの事項について、債務を負担しようとするもので、その期間と限度額につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。

続きまして10ページ第3表地方債ですが起債の目的は、それぞれ事業を実施する際の財源として充当するもので、限度額は、充当可能額

		<p>を算出計上し、起債の方法、利率、償還の方法は記載の通りとなっております。</p> <p>なお、臨時財政対策債につきましては利率見直し方式のため、途中での利率変更も有りうるところであります。</p> <p>次に、114ページをお開き願います。</p> <p>給与費明細書ですが、特別職「理事者、議員、その他の委員」にかかる給与費、共済費であり、本年度予算額は1億403万8,000円で前年度比431万3,000円の増額で、その要因は各種選挙立会人報酬の増によるものとなっております。</p> <p>115ページは一般職に係る給与費、共済費で、予算額は11億2,950万6,000円で前年度対比724万3,000円の減額となっております。</p> <p>各種手当の内訳、増減の内訳につきましては記載のとおりですのでご参照願います。</p> <p>なお、116ページから120ページにかけては、本町の給与に係る支給内容及び国との制度比較などを参考資料として掲載しておりますのでご参照願います。</p> <p>続きまして121ページから124ページですが、債務負担行為の支出予定額に関する調を掲載しておりますので、ご参照願います。</p> <p>次に125ページをお開き願います。</p> <p>地方債の現在高の見込みに関する調書であります。</p> <p>平成25年度末、現在高見込額は66億7,995万3,000円で26年度中、起債見込額は8億5,960万円、26年度中、元金償還見込額は6億9,550万4,000円で、平成26年度末、現在高見込額は68億4,404万9,000円となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質 疑	秋 間 委 員 長	<p>説明が終わりましたので、歳入全般について質疑を行います。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	秋 間 委 員 長	<p>ないようですので、管理職全員が着席するためにここで暫時休憩をいたします。</p> <p style="text-align: center;">暫時休憩</p>
	秋 間 委 員 長	<p>休憩を解きます。</p> <p>それでは、一般会計について款ごとの説明並びに質疑は終わりました。</p> <p>ここで歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	秋 間 委 員 長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p>

秋 間 委 員 長	(な し)
	討論なしと認め、これより採決します。 本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。
	(異 議 な し)
秋 間 委 員 長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 それでは、ここで説明員交代のために暫時休憩をいたします。
	午後 2時07分 休憩 午後 2時08分 再開
秋 間 委 員 長	休憩を解きます。 平成26年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。
説 明	理事者の説明を求めます。主幹。
辻 保 健 福 祉 課 主 幹	大森課長に代わりまして保健福祉課、辻より説明をさせていただきます。平成26年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算について第1条歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,803万1,000円と定めるものです。 歳出から説明いたしますので、138ページをお開き願います。 1款1項1目、一般管理費は、対前年度当初比178万4,000円減の2,257万5,000円で、13節委託料は、対前年度費179万1,000円減の529万9,000円で、主にシステム改修委託料の減額となっています。 特定財源の内訳は、国の特別調整交付金260万円他、記載のとおり見込んでいます。 2目連合会負担金は、対前年度当初比25万円増の81万8,000円、国保連合会負担金の増額によるものです。 特定財源内訳は、一般会計からの繰入金と同額見込むものです。 139ページに移りまして、2項1目賦課徴収費は前年度同額の45万5,000円となっています。 特定財源の内訳ですが、保険税督促手数料と一般会計からの事務費繰入金を記載のとおり見込んでいます。 3項1目運営協議会費は、対前年度当初比3,000円減の29万6,000円となっております。 特定財源につきましても、事務費繰入金を同額見込んでいます。 4項1目趣旨普及費につきましては、前年度同額の4万3,000円、特定財源は、事務費繰入金を同額見込んでいます。

140ページ、2款1項1目一般被保険者療養給付費は、前年度同額の5億7,000万円を計上、特定財源としまして、記載のとおり、それぞれルールに基づき算定したところです。

なお、国民健康保険事業の費用負担については、予算説明資料の22ページに負担割合を掲載しておりますので、参照願います。

2目退職被保険者等療養給付費は、前年度同額の2,500万円を計上。特定財源としまして、療養給付費交付金を記載のとおり見込むものです。

3目一般被保険者療養費は、前年度同額の427万5,000円を計上。特定財源として、療養給付費負担金として94万9,000円ほか記載のとおり見込むものです。

4目退職被保険者等療養費も、前年度同額の20万円を計上。特定財源として、療養給付費等交付金として、14万4,000円を見込むものです。

141ページ、5目審査支払手数料は、前年度同額を見込んでいます。

2項1目一般被保険者高額療養費は、前年度同額の5,636万円を計上。

特定財源として、療養給付費負担金1,243万7,000円ほか、記載のとおり見込むものです。

2目退職被保険者等高額療養費につきましても、前年度同額の200万円を計上。

特定財源としまして、療養給付等交付金を見込むものです。

3目一般被保険者高額介護合算療養費につきましても、前年度同額の30万円を計上。

特定財源につきましても記載のとおり見込むものです。

142ページ、4目退職被保険者高額介護合算療養費につきましても前年度同額の10万円を計上。特定財源につきましても記載のとおり見込むものです。

3項1目、出産育児一時金も前年度同額の1,260万円を計上、これは42万円の30人分を見込んでいます。

特定財源は、一般会計から出産育児一時金繰入金を840万円を見込むものです。

4項1目、葬祭費につきましても、前年度同額の60万円を計上しました。

5項1目一般被保険者移送費、143ページの2目退職被保険者等移送費については、科目存置です。

3款1項1目後期高齢者支援金は、対前年度当初比439万2,000円減の1億3,573万円を計上、これは、支払基金の仮算定に基づいて計上したものです。

特定財源としまして、後期高齢者支援金負担金として4,343万3,000

円ほか記載のとおり見込むものです。

2目後期高齢者関係事務費拠出金は、前年度同額を計上しております。

4款1項1目、前期高齢者納付金は、対前年度当初比11万9,000円増の21万9,000円を支払基金の仮算定に基づき計上、保険者間調整の町国保分納付金として支出するものです。

144ページ、2目前期高齢者関係事務費拠出金は、前年度同額を計上しております。特定財源として、同額を事務費繰入金として見込むものです。

5款1項1目老人保健医療費拠出金は科目存置です。

2目老人保健事務費拠出金ですが、前年度同額の1万円で、事務処理費として負担することとなっております。

6款1項1目介護納付金は、対前年度当初比79万3,000円減の6,151万円を計上、特定財源の内訳は、介護納付金負担金を含め、ルールに基づき記載のとおり見込んだところです。

145ページ、7款1項1目高額医療費拠出金につきましては、国保連合会の通知により、対前年度当初比274万3,000円増の4,144万2,000円を計上し、特定財源として、国及び道の高額医療費共同事業負担金として、記載のとおり見込んでいます。

2目高額医療費共同事業費拠出金は、科目存置です。

3目その他共同事業拠出金は、前年度比40万円増の200万1,000円を計上し、特定財源としては、保健財政共同安定化事業交付金ほか記載のとおり、見込んでおります。

4目保険財政共同安定化事業拠出金は、国保連合会通知により、前年度同額を計上、特定財源として、保険財政共同安定化事業交付金を見込んだところです。

146ページ、5目保険財政共同安定化事業事務費拠出金は、科目存置です。

8款1項1目特定健康診査等事業費は、対前年度当初比34万円減の816万2,000円を計上しました。

特定健診実施にかかる医療機関等への委託として720人を見込んでおります。

特定財源としまして、特定健康診査等負担金として、国・道それぞれ134万7,000円を見込むものです。

147ページ、2項1目保険事業費は、前年度比30万円減の86万円を計上、特定財源として、道特別調整交付金52万5,000円を見込むものです。

9款1項1目基金積立金は、対前年度比6,000円減の8万円で、国民健康保険準備基金積立金の利子を見込んだところです。

10款1項1目一般被保険者保険税還付金、2目退職被保険者等保険

税還付金についても、前年度同額を見込んだところです。

148ページ、3目償還金は、科目存置です。

特定財源についても、記載のとおりそれぞれ見込むものです。

10款2項1目他会計繰出金は町国保病院への繰り出し金は前年度同額の350万円を計上しております。特定財源として、国の特別調整交付金の救急患者受け入れ体制支援事業分と同額見込むものです。

11款1項1目予備費につきましても、前年同額の200万円を計上したところです。

次に、歳入についてご説明いたします。

133ページをお開き願います。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきまして、対前年度当初比502万5,000円減の3億2,382万8,000円を計上しております。

2目退職被保険者等国民健康保険税につきまして、対前年度当初比105万3,000円減の643万円を計上しております。

135ページをお開き願います。

5款1項1目前期高齢者交付金は、支払基金の通知に基づき、対前年度比1,011万3,000円増の1億1,060万円を計上しました。これは、前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整する仕組みによるものです。

136ページ、9款1項1目一般会計繰入金の6節、国民健康保険事業繰入金は9,551万1,000円を計上しました。これは、主に収支を補う財源調整のためのものです。

2項1目保険給付費支払い準備基金繰入金につきましては、前年同額の2,000万円を見込んでおります。

他の歳入につきましては、特定財源で説明したため省略させていただきます。

なお、給与費明細につきましては、149ページから155ページにかけて掲載してありますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

質疑

秋間
委員長
清水委員

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑は、歳入歳出全般を通じて行います。ございませんか。8番、清水委員。

139ページの19節、十勝市町村税滞納整理機構について伺います。これは、一般会計の中でも伺ったところなのですが、滞納整理機構に委託した件数は何件でございますか。

秋間
委員長
伊賀
町民課長
秋間
委員長

町民課長。

町民課長から説明申し上げます。

機構発足以来、士幌町の割り当て件数は6名でございます。

8番、清水委員。

清水委員　　そうすると、一般会計で伺ったときの全件数がここに該当するということですね。それで、25年の決算の中でも出てきたのですが、未収金が5,712万8,000円です。滞納機構分が2,662万8,402円。結局、前年対比で見れば収納率は上がっているという結果が報告されていました。私が聞きたいのは、支払い能力があるけれども、未払いになっているということについては、これは論外だと思っています。本来税金というのは、やはり払っていただくということが当たり前のことですから。しかし、払いたくても払えないという人もいるのではないかと。士幌町の滞納整理機構に委託して、預託して徴収してもらうというところで言うわけですが、滞納整理機構で差し押さえをして徴収するということは起こっているのでしょうか。それで、調べてみました。何件が差し押さえをしたのかということを知りたいのですが、それは後で教えてください。2012年度で本町で差し押さえをした件数は2件だというデータがあります。金額は7,000円、これは間違いありませんか。

秋　　間　　町民課長。

委員　長
伊　　賀　　7,000円の内訳につきましては、確認をさせていただきたいと思
町民課長　　ます。

滞納整理機構におきます滞納解消におきましては、生命保険、または財産調査等で実際に現地に入ってきておりますし、今年度ではありませんけれども、以前の中では生命保険の解約により滞納分を充当しているケースがございます。

以上です。7,000円については調べさせてください。

秋　　間　　暫時休憩します。

委員　長

午後　2時25分　休憩

午後　2時39分　再開

秋　　間　　それでは、休憩前に引き続き特別委員会を開きます。

委員　長　　先ほどの質問に対して、町民課長、答弁をお願いします。

伊　　賀　　調査に手間取ったことをおわび申し上げます。

町民課長　　清水委員から言われました差し押さえ等につきましては、現実的には確定申告等による所得申告のない方について、申告を促しながら還付金が出た段階で、その還付金について徴収をさせていただいているということで、現実的な差し押さえ等の本当の実行は今のところはしてございませんので、7,000円につきましても滞納総体を管理しておりますので、その内訳についてはもう少し調査をさせていただかないと詳細がわかりませんので、清水委員の質問に対しては実質的な差し押さえ等はやっておりません。

秋　　間　　8番、清水委員。

委員 長
清水委員

今の課長の答弁ですと、実質的な差し押さえはしていないという答弁ですが、実は12年度には全国でいえば差し押さえ件数が24万件と。これは、5年で倍になっているというぐらい差し押さえ件数が多くなったのだ。ということは、そのぐらい国保税が高くて払えないという実態としてそういうことが起こっているということなのですが、しかしそれにかかわって、差し押さえについては自治体で適切な執行を促すということで、総務省から文書で通達が来ていますね。総務省の通達はこうなのです。地方税法15条の7、2号は、滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなどは、滞納処分の執行を停止できると定めている。事務連絡はそういうことで、この事務連絡を踏まえて滞納者の個別、具体的な実情を十分に把握した上で適切な執行に努めていただきたいという通達になっているのです。ここで何を言っているかということ、滞納処分することによって、強制徴収することによって、その人の生活を困窮に追い込むということをやってはならないという通達なのです。私が心配して伺いたかったのはそこなのです。そういうことで、実態としてそういうことには至っていないですかということをお伺いしたかったのですが、その点について教えてください。

秋 間
委員 長
伊 賀
町民課長

町民課長。

土幌町におきましては、幸いに収納率も高いということもございますが、やはり滞納については看過できない部分もございましてけれども、清水委員が言われているような生活を困窮させるような徴収の仕方は一切しておりません。

以上でございませう。

秋 間
委員 長

そのほかございませうか。

(な し)

秋 間
委員 長

それでは、質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

討論なしと認め、これより採決いたします。

秋 間
委員 長

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋 間
委員 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

平成26年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたし

説明

辻保健
福祉課
主幹

ます。

理事者の説明を求めます。主幹。

平成26年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算について保健福祉課長、大森に代わり辻より説明をさせていただきます。

第1条歳入歳出予算の総額をそれぞれを、9,050万6,000円と定めるものであります。

歳出から、ご説明いたします。163ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費は、対前年度比4万5,000円増の946万9,000円を計上、これは、主に2節等給与費の職員給与関係費の増によるものです。

特定財源としまして、事務費繰入金25万9,000円、職員給与費繰入金として921万円を見込むものです。

なお、費用負担の構成については、予算説明資料の23ページに記載されておりますので、ご参照願います。

2項1目徴収費につきましては、5万1,000円を計上し、特定財源につきましても、督促手数料、事務費繰入金を記載のとおり見込むものです。

164ページに移りまして、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、対前年度比122万2,000円増の7,893万6,000円を計上しました。これは、広域連合の事務費負担金及び保険料等負担金を見込んだところ です。

特定財源として、事務費繰入金として、事務費負担金の同額と保険基盤安定繰入金を記載のとおり見込むものです。

3款1項1目保険料還付金及び2目還付加算金は、前年度と同額の3万5,000円及び1万5,000円を見込んだところ です。

4款1項1目予備費は、前年度と同額の200万円を見込んだところ です。

歳入についてご説明いたしますので、161ページをお開き願います。

1款1項1目、特別徴収保険料は、対前年度比169万6,000円増の3,559万3,000円を見込んでおります。

2目普通徴収保険料は、対前年度比12万円減の1,981万3,000円を見込んだところ です。

3款1項1目、一般会計繰入金は、対前年度比30万9,000円減の3,509万3,000円を見込んでいます。3節後期高齢者医療事業繰入金204万5,000円は、主に収支を補う財源調整のためのものです。

4款1項2目過料と、2項1目雑入は、科目存置です。

他の歳入につきましては、歳出の特定財源で説明したため、省略させていただきます。

なお、給与費明細につきましては165ページから170ページに掲載してありますので、ご参照ください。

質 疑	秋 間 委 員 長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑は、歳入歳出全般を通じて行います。ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
	秋 間 委 員 長	<p>質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	秋 間 委 員 長	<p>討論なしと認め、これより採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	秋 間 委 員 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。</p>
説 明	三島保健 福 祉 課 主 幹	<p>平成26年度土幌町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。</p> <p>理事者の説明を求めます。主幹。</p> <p>平成26年度土幌町介護保険事業特別会計予算について、保健福祉課長、大森に代わりまして主幹の三島より説明します。</p> <p>第1条歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,287万7,000円と定めるものであります。</p> <p>歳出からご説明いたしますので、182ページをお開き願います。</p> <p>1款1項1目一般管理費は、対前年度当初比28万1,000円増の2,433万7,000円で、主な理由は2節給料及び3節職員手当等の増額によるものです。</p> <p>特定財源につきましては、職員給与費等繰入金2,410万1,000円ほか記載のとおり見込んでいます。</p> <p>2項1目賦課徴収費は、前年度と同額の4万1,000円を計上しました。</p> <p>特定財源につきましては、記載のとおり同額を見込んだところですが、183ページに移りまして、3項1目趣旨普及費は、対前年度比1,000円減の4万4,000円を計上、特定財源として事務費繰入金をみこんだところですが、</p> <p>2款1項1目居宅介護サービス給付費は前年度同額の1億500万円を計上、これは、給付見込みから計上したものです。</p> <p>特定財源につきましては、現年度介護給付費負担金2,100万円ほか、それぞれルールに基づき見込んだところですが、</p> <p>なお、介護保険に係る財政構成につきましては、予算説明資料の24ページをご参照ください。</p> <p>2目特例居宅介護サービス給付費は、科目存置です。</p> <p>3目地域密着型介護サービス給付費につきましては、前年度比553万8,000円減の7,326万8,000円を給付実績より計上したものです。</p>

特定財源につきましては、現年度分介護給付費負担金1,465万3,000円ほか、それぞれルールに基づき記載のとおり見込んだところです。

4目特例地域密着型介護サービス給付費につきましては、科目存置です。

184ページに移りまして、5目施設介護サービス給付費は、対前年度当初比2,100万円増の3億円を給付決算見込みより計上しました。

特定財源は、現年度分介護給付費負担金4,500万円ほか、記載のとおりルールに基づき見込んだところです。

6目特例施設介護サービス給付費につきましては、科目存置です。

7目居宅介護福祉用具購入費につきましては、給付の決算見込みより、前年度と同額の85万円を見込んでいるところです。

特定財源につきましては、記載のとおりとなっています。

8目居宅介護住宅改修費につきましては、給付の決算見込から前年度同額の129万円を計上しました。特定財源につきましても、記載のとおりです。

185ページに移りまして、9目居宅介護サービス計画給付費は、前年度道額の1,830万円を給付の決算見込から計上し、特定財源については、記載のとおり見込んだところです。

10目特例居宅介護サービス計画給付費は、科目存置です。

2項1目介護予防サービス給付費は、給付の決算見込より、前年度同額の1,720万円を計上し、特定財源は、現年度分介護給付費負担金344万円ほか、ルールに基づき記載のとおり見込むものです。

2目特例介護予防サービス給付費は、科目存置です。

186ページに移りまして、3目地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、前年度同額の120万円を計上し、特定財源につきましては、記載のとおり、見込んだものです。

4目特例地域密着型介護予防サービス給付費は科目存置です。

5目介護予防福祉用具購入費は、給付の決算見込から前年度と同額の60万円を見込んだところです。

特定財源につきましても、記載のとおり、見込んだところです。

187ページに移りまして、6目介護予防住宅改修費につきましても、給付の決算見込から前年度同額の70万円を計上しました。特定財源につきましても、記載のとおり見込んだところです。

7目介護予防サービス計画給付費は、給付の決算見込から前年度同額の300万円を計上し、特定財源につきましても、記載のとおり見込んだところです。

8目特例介護予防サービス計画給付費は科目存置です。

188ページに移りまして、3項1目審査支払手数料は、対前年度当初比1,000円減の46万7,000円を計上し、特定財源につきましても、それぞれルールに基づき記載のとおり見込んだところです。

4項1目高額介護サービス費は、給付の推移から、前年度同額の1,200万円を計上し、特定財源につきましても記載のとおり見込んだところです。

189ページに移りまして、2目高額介護予防サービス費につきましては、給付の決算見込みから、前年度同額の1万5,000円を計上し、特定財源につきまして、それぞれ記載のとおり見込んだところです。

5項1目高額医療合算介護サービス費につきましては、給付の決算見込みから前年度同額の250万円を見込んだところです。

特定財源につきましても、それぞれルールに基づき記載のとおり見込んだところです。

2目高額医療合算介護予防サービス費につきましても、前年度同額の2万円を計上、特定財源につきまして、ルールに基づき記載のとおり、見込んだところです。

190ページに移りまして、6項1目特定入所者介護サービス費につきまして給付の決算見込みから、対前年度当初比600万円増の4,800万円を見込んだところです。

特定財源につきましても、それぞれルールに基づき、記載のとおり見込んだところです。

2目特例特定入所者介護サービス費につきましては、科目存置です。

3目特定入所者介護予防サービス費につきましては、給付の決算見込みから、同額の30万円を見込みました。

特定財源につきましては、それぞれルールに基づき、記載のとおり、見込んだところです。

4目特例特定入所者介護予防サービス費については、科目存置です。

191ページに移りまして、

3款1項1目介護予防事業費は、対前年度比19万8,000円増の604万4,000円を計上しました。

主に12節役務費及び13節委託料で、二次予防事業対象者の返信用郵便料および、筋力向上トレーニング事業委託料の増額によるものです。

特定財源の内訳として、地域支援事業交付金151万1,000円他、それぞれルールに基づき記載のとおり見込んだところです。

2目包括的支援事業・任意事業費は、対前年度費9万2,000円増の563万2,000円を計上しました。主に12節役務費で、日常生活圏域ニーズ調査に係る郵便料、及び19節、介護支援専門員更新研修負担金における増額によるものです。

特定財源の内訳として、地域支援事業交付金222万4,000円ほか、それぞれルールに基づき記載のとおり、見込んだところです。

192ページ、4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、5,000円減の4万4,000円を計上、これに係る特定財源は、基金の利子を充当するものです。

		<p>5款1項1目第1号被保険者保険料還付金につきましては、前年度同額の1万3,000千円を見込んでいます。</p> <p>193ページ、2目償還金につきましては、前年度同額の3,000円を見込んでおり、特定財源として、前年度繰越金を充当するものです。</p> <p>3目第1号被保険者還付加算金につきましては、科目存置です。</p> <p>6款1項1目予備費につきましては、前年度同様200万円を計上しました。</p> <p>歳入についてご説明いたしますので、178ページをお開き願います。</p> <p>1款1項1目第1号被保険者保険料は、対前年度比171万2,000円増の9,735万7,000円を見込んでおります。</p> <p>180ページに移りまして、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、対前年度当初比159万9,000円増の902万8,000円を見込みました。これは、主に財源調整のためのものです。</p> <p>8款1項1目、繰越金は、前年度同額の200万3,000円を見込みました。これも財源調整のためのものです。</p> <p>他の歳入につきましては、特定財源でご説明しましたので、省略させていただきます。</p> <p>給与費の明細については、194ページから200ページにかけて掲載しておりますので、参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑は、歳入歳出全般を通じて行います。ございませんか。11番、大西委員。</p> <p>歳入のほうで準備基金から902万8,000円を繰り入れたということは、今の介護保険料4,800円を維持するためには26年度は922万8,000円を入れないと維持できないということですか。</p> <p>主幹。</p> <p>保健福祉課、辻よりお答えさせていただきます。</p> <p>予算組む状況のときに、それを繰り入れないと組めない状況になりますので、それを繰り入れるということにしております。</p> <p>11番、大西委員。</p> <p>準備基金も第5期の1年目、24年には3,300万円あって、25年はまだ件数出ていないけれども、わからないけれども、そこの繰り入れて、今回900万円繰り入れるということになれば、残高どのぐらいになりますか。26年度末でおよそ。</p> <p>主幹、わかりますか。</p> <p>暫時休憩いたします。</p>
質疑	秋間委員長 大西委員	
	秋間委員長 辻保健福祉課主幹 秋間委員長 大西委員	
	秋間委員長	

午後 3時01分 休憩

秋 間
委員 長
辻 保 健
福 祉 課
主 幹
秋 間
委員 長
大西委員

休憩を解きます。

主幹。

辻よりお答えさせていただきます。

約1,000万円は残る予定になっております。

11番、大西委員。

準備基金が1,000万円になってしまうと、今回の町のアンケートを見ても、多くの方が今の保険料を維持してほしいという意見が大半なのですけれども、今度国も要介護については町村に任せるとか、所得の多い人には利用料の2割負担とかと一生懸命何とか保険料を上げない、その財源つくろうと思ってやっていますけれども、それでは相当厳しくなるのかな。第6期の今年の4月から計画始まるけれども、本当に今の水準を維持することは不可能でないかな。1,000万円しか準備基金がないとすれば、道の安定化基金を借り入れするか。すると、7期でどんと上がってしまうし、何をどうしたらいいか困ると思うのだけれども、一般財源からも入れて押さえていくより方法ないと思うのだけれども、計画どおりにいけばいいと言っているけれども、なかなか計画どおりはいきにくいものだから、1号被保険者にしてみれば高齢者もたくさんどんとふえてくるから難しい。1,000万円第6期を迎えて計画立てるといのはかなり至難なわざだと思います。それで、私も一般質問で尋ねたように、これもそろそろ一般財源から入れていかないと、今保険料5,000円以上になっていくのでないかなと思うのですけれども、本当に6期は厳しいのでしょうか。その辺町長、維持するためにどうしたらいいのか。

秋 間
委員 長
小林町長

町長。

25年度の決算を見ないと何とも言えないのでありますけれども、できる限りいろんな財政調整をしながら安定化基金を繰り入れる、あるいは準備基金等も活用しながらいくのでありますけれども、あとサービスの中身をどうするかという計画の中身あるのでありますけれども、実際には5,000円を超えるのかどうかということが大きく、その状況によってはいろんなことを考えなければならないのですけれども、一般質問でお答えしたとおり、介護保険会計についてはなるべくというのか、原則として一般会計から繰り入れてはいけないよということになっているのですから、そういう指針も勘案しながら第6期の計画を立てていきたいと思っておりますけれども、いずれにしてもそういう25年度の決算あるいは26年度の決算見込みを立てながら、よく推計し

ながらしていくわけでありますけれども、いずれ財政確保については議会ともよく協議をさせていただきたいと思いをします。

秋 間
委員 長
大西委員

大西委員。

町長言われるように、サービスの内容と言って保険料を上げないがためにサービスを低下させることがあっては絶対ならぬと思うのです。ただ、一般会計から繰り入れることがなぜだめかという、20歳からでもそうなのですから、一般会計から入れるということは20代の人からも税金が入ることになると、40歳からは2号保険者は保険料を払っているから、64の間に成人病であれば介護サービスを受けられますよね。だけれども、40歳以下の人は税金の中から取ると、その人らには給付ができない、だけれども金は取るよということがちょっと矛盾するだけで、医療の保険は払った人全部がサービスを受けれるという、そこのちょっとした矛盾なのだと思うのです。だから、それを町民が理解してもらえれば、国の罰則規定もないわけですから。いつかそういう時代が来なければ、本当にサービス低下させていくことになっていくのだと思うのです。それは、もう絶対避けなければならぬ、町民はそれを望んでいないと思うのです。ぜひ、そのないような介護保険料の6期の計画を立ててほしいなどお願いをいたします。答え……

秋 間
委員 長

そのほかございませんか。

(な し)

秋 間
委員 長

ないようでございますので、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

秋 間
委員 長

討論なしと認め、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋 間
委員 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の進行上、議案第29号 平成26年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算を先に審査を行います。委員各位のご理解をお願いいたします。

ここで説明員の交代のため暫時休憩いたします。

午後 3時07分 休憩

午後 3時08分 再開

説明

秋 間
委 員 長
奥村病院
事 務 長

休憩を解き再開します。
平成26年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算を議題といたします。
理事者の説明を求めます。病院事務長。
国保病院事務長、奥村より、平成26年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算を説明します。
299ページをお開きください。
第2条で業務の予定量を定めるものです。病床数は、前年同様60床として、年間患者数は、入院で18,250人。一日平均50人。外来は、28,585人、診療日数年間245日として、一日平均116.7人を見込んだところ。主要な建設改良事業有形固定資産購入費として、2,999万7,000円を見込んだところ。第3条の収益的収入及び支出、第4条の資本的収入及び支出は後段の説明と重複いたしますので省かせていただきます。
300ページをお開きください。第5条では、一時借入金の限度額を1億円と定めるものです。第6条では、議会の議決を得なければ流用することが出来ない経費として、職員給与費6億1,245万2,000円と交際費9万円を定めるものです。
第7条では、一般会計からの補助金を2億8,000万円と定めるものです。
第8条は、棚卸資産の購入限度額について定めるもので、棚卸資産として材料費内の薬品費・診療材料費・給食材料費、医業外費用の患者外給食材料費を合わせた額1億411万5,000円と定めるものです。
それでは、詳細につきまして予算説明書により説明させていただきます。収益的収入及び支出の支出から説明いたしますので318ページをお開きください。
病院事業費用総額は対前年比5,547万8,000円減の9億2,423万円としました。
1款1項1目給与費では、主に職員手当と法定福利費の減少により対前年比2,835万8,000円減の6億1,245万2,000円を見込むものです。2目材料費では、実績等に基づき対前年比638万3,000円減の9,825万3,000円を見込むものです。
320ページ、3目経費では、対前年比2,075万8,000円減の1億4,924万6,000円を見込むものです。これは主に1節報償費で、週末等の医大からの派遣日当直医と、外来担当の眼科・整形外科・泌尿器科の専門医師について計上しました。2節旅費交通費につきましては主に当直医師等の移動旅費となります。3節職員被服費から13節賃借料については、実績見込みからほぼ前年並みを見込みました。
321ページ、14節委託料では、対前年比380万2,000円減の7,829万9,

000円を計上しました。消費税は増税されますが、PCBの処理費用が不要になったので減額となります。15節通信運搬費から18節雑費までについては、実績見込みからほぼ前年並みを見込みました。

4目減価償却費につきましては、対前年比205万1,000円増の3,986万9,000円を計上しました。建物、器械備品等の償却に伴うものです。5目資産減耗費につきましては、対前年比50万円減の201万円を計上しました。

6目研究研修費につきましては、対前年比76万2,000円減の312万9,000円を計上しました。

2項医業外収益1目支払い利息及び企業債取扱諸費では、対前年比91万円減の1,673万9,000円を計上しました。これは、企業債支払い利息の減少によるものです。

続きまして、収益的収入及び支出の収入について説明しますので、317ページをお開きください。

病院事業収益につきましては、対前年比4,326万8,000円減の8億9,902万4,000円を見込みました。

1款1項1目入院収益では、一日当たり一般病床は利用率80%の32人、療養病床は利用率90%の18人の合計50人を見込み、対前年度比1,299万4,000円減の3億5,894万1,000円を計上しました。

2目外来収益では、年間診療日数245日一日当たり116人の受診を見込み、対前年比2,106万2,000円減の2億1,196万7,000円を計上しました。

4目その他医業収益では、前年度の実績を参考にして、対前年比95万3,000円減の4,374万7,000円を見込みました。

318ページをお開き下さい。2項1目受取利息配当金につきましては、前年同額を見込みました。

2目他会計負担金につきましては、前年同額の2億8,000万円を計上しました。内訳につきましては、説明欄記載の通りです。

3目患者外給食収入は、実績見込からみて13万円減の52万円を見込みました。

4目その他医業外収益につきましては、実績見込みから対前年比65万円増の379万8,000円を計上したところです。

なお、病院事業収益8億9,902万4,000円、病院事業費用が9億2,423万円となり収入が2,520万6,000円不足となっておりますが、現金での支出を伴わない減価償却費3,986万9,000円は下回っています。

次に資本的収支の説明をしますので、323ページをお開き願います。

まず、支出から説明します。1款1項1目有形固定資産購入費では、対前年比439万7,000円増の2,999万7,000円を見込みました。主な物は、windows XPのサポート終了に伴う医事システムの更新料が2,160万円で、また10台ある透析装置は耐用年数を超えましたので順次更新して

		<p>きましたが、今回は最後の2台を更新するもので、650万円を見込んでおります。</p> <p>2項1目企業債償還金につきましては、対前年比91万1,000円増の5,206万9,000円を計上するものです。これらに係わる収入ですが、1款1項1目一般会計出資金で対前年比423万9,000円増の5,534万2,000円を見込みました。1節企業債元金償還金出資金では4,165万6,000円、2節医療機器購入事業出資金では1,368万6,000円を一般会計からの出資金として見込んだところです。</p> <p>2項1目1節国保会計繰入金は、262万5,000円を見込みました。</p> <p>なお、支出に対して不足する額2,409万9,000円につきましては、過年度・当年度損益勘定留保資金を充当するものです。</p> <p>予算に伴う給与費明細書につきましては、311ページから316ページにかけて記載しておりますのでお目通してください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	秋間 委員長 加藤委員	<p>説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑は、歳入歳出全般を通じて行います。ございませんか。12番、加藤委員。</p> <p>318ページお願いします。支出の中で給与、下から2段目、栄養士がゼロになっているのです。これ病院に栄養士の配置はしないということ。</p>
	秋間 委員長 奥村病院 事務長	<p>事務長。</p> <p>4月から管理栄養士が採用されまして、今いる栄養士が異動の予定なのですが、管理栄養士は臨時職員なもので、こちらには計上されておられません。</p>
	秋間 委員長 細井委員	<p>5番、細井委員。</p> <p>一番最初のページの299ページ、入院、それから外来年間患者数ですけれども、外来のほうはかなり大幅に少なく今年度計画をなされておりますけれども、少なく計画をなされた理由があったらお聞かせ願いたいと思います。</p>
	秋間 委員長 奥村病院 事務長	<p>事務長。</p> <p>対前年比で比べますと、かなり低目にはなっておりますが、対前年比で見込んだ数を実績がかなり割り込んでおりまして、実績をある程度それをもとにしてつくり上げて、ある程度明確な収入見込みを立てようということでこういう数字にしたもので、もとなる数字が対前年度の予算の数字ではなくて、実績の見込みということから持ってきたもので、このようになりました。</p> <p>以上です。</p>

秋 間 委員 長 細井委員	5 番、細井委員。 だんだんこれ少なくなっていくという傾向にはあろうかと思うのですけれども、病院の中でこの少なくなっている要因について多少なりとも検討がなされたかどうか。なされているのだったら、どのような結論を出しているのか、出ていればお聞かせ願いたいと思います。
秋 間 委員 長 大 川 病院院長	院長。 院長の大川から説明いたします。 今回いろんなアンケート等、それからこれは数年以上前から言われていることですけれども、外来の待ち時間が多いという意見をいただいて、当院外来は予約制をとっておりますけれども、実は僕の外来もかなり外来の予約数を減らしまして、そして待ち時間を減らしているという状況があります。 それから、時代の流れがありまして、患者さんの多くは、今まで基本的に1カ月外来投与というのが基本だったのですけれども、2カ月投与、それ以上を希望される患者さんがいまして、病態によってはそれも可能だというケースが多いので、見かけ上は外来が減っていますけれども、実質的には我々の認識としては減ってはいないと。それは、調剤薬局にも確認したところ、絶対数は減っていないと。トータルの1年間の使用する薬剤量としては減っていないと。ただ、調剤からも今まで一月で来ていただいた患者さんが多い人は3カ月ということで、非常に仕事量がふえるけれども、収入が減ったということで嘆いております。 以上です。
秋 間 委員 長 大西委員	11番、大西委員。 今アンケートでも待ち時間が長いと。何でそういう話が出るのかなと思って、私も病院かかっているから見てみると、人数の割に時間かかると思うのだと思うのです。帯広の病院に行くと、患者すごくいますから、長いのです。半日仕事、一日仕事になるのだけれども、土幌だと患者が少ないから多分早いのだろうと思ったら、予想外にかかることが待ち時間が長いという町民の評価だと思うのです。それで、私も思っているのだけれども、帯広の病院の予約と待ち番号。待っている人って、どのぐらいの時間で自分の番が来るのかわかっていれば安心して待てるのです。でも、土幌の病院の番号書いてあるけれども、なかなかよく理解のできにくい書き方して、今現在誰なのかとか、あと何分ぐらいでというような、きちっとしたものが出ていれば安心して待っているのです。5分なのか1時間か2時間かわからないとすごく不安になって長くかかると思うのです。そういうところ、もう少し

改善していけばいいのだろうと思うのですけれども、そういうアンケートからこういう指摘が出たときに、これを見てどういう、病院側の中でこう改めようとかこうしようとかという話はしているのですか。

秋 間 院長。

委員 長
大川国保
病 院 長

それは、十分にしております、今委員から発言していただいた人数の割には少ないと、待ち時間多いというのは、決して事実ではありません。こちらで何度か待ち時間を調べましたけれども、決してそのような事実の認識はしておりません。

秋 間 11番、大西委員。

委員 長
大西委員

待ち時間が長いとは認識していないというのは院長の……もう一回言って。

秋 間 院長。

委員 長
大 川
病 院 院 長

大西委員の今言われたように、人数が少ないのに待ち時間多いという事実はないというふうにこちらで認識しております。

秋 間 11番、大西委員。

委員 長
大西委員

そうしたら、患者がたくさんいるから待ち時間が多いというふうに理解したらいいですね。それを対策として、待ち時間が……私見ていてそれほど患者がたくさんおって、待ち時間がすごく長くて患者がこういうアンケートの中でこういう答えが出てくる。これは、アンケートの中ではかなり待ち時間が長いというのは320人中162人で34%がそういう思いをしているのです。多分患者がいっぱいおって、待っているのはやむを得ないと患者は思うのでないかと思うのです。厚生病院ってたくさん患者待っているから、待ち時間長いとは余り言わないですよ。

院長の認識と患者の認識は違うと思うのです、そこは。だから、それをどう話し合って、少しでも患者のそういう批判をよくするかということが大事なことだと思うのです。私はそう思っておりませんと言って終わってしまうとそれで終わってしまうけれども、こういうアンケートの結果が出た以上、それをやっぱり参考にして改革をしていかなければならないから、そういうのはしましたか。

秋 間 院長。

委員 長
大 川
病 院 院 長

今言ったように、水かけ論になってしまいますけれども、大西委員がどれだけ毎日病院に来られて、どれだけの人数と待ち時間を調べたのかどうか分かりませんが、こちらでは具体的に外来患者の受

付時間から帰るまでの時間を何度かサンプリングしてやっております。例えば患者さんについて、1時間も待ちたくない、30分も待ちたくない、その辺がどの辺にあるのかということもありますけれども、こちらとしてはできるだけ1時間以内に帰れるようにしております。時間が長引くようであれば、常に外来から外れて余裕のある先生にお願いして対応していますので、極力1時間以内にはしておりますけれども、ただやはり救急患者が来たり、それから入院患者が続いたりとか、やっぱり医療は機械的にはできないのです。それ以上、ともかくできないものをやれやれということであれば、我々初めとして看護師さんが多分これ以上できないということになるので、その辺の理解をぜひしていただきたいと思います。

それから、この際、いろんな批判がありますので、まとめて考えを述べさせていただきますけれども……

秋間委員長 大西委員 院長、質問に答えてください。それ以外のことは、こっちからの指示に従って。11番、大西委員。

私は、こういうアンケートで出た結果を踏まえて、真摯に受けとめて、患者がそういう待ち時間が長いと思わないようにするためにはどういった病院内で話し合いをしたのかという話を聞いているのです。だけれども院長は、いやいや、長くないからと言ってしまえば、長くないからそんなのする必要がないのだと聞こえてしまうよ。だから、それを答えてくれないと。それを聞いているのです。

秋間委員長 大川

院長。

大川病院院長 何度も言うように、これについては医局、看護師さんと含めて、事務方も含めて何度も対応してしまして、今言ったように外来の予約患者を減らして余裕を持って、それでもいろんな患者さん、インフルエンザだとか救急患者が来たときに外来に出ていない先生の対応を速やかにしてもらって、ともかくするだけ1時間以上待たせないようにというふうにやっております。

秋間委員長 清水委員 8番、清水委員。

関連します。

今の院長の答えですと、大西委員が聞いているのは、待ち時間が長いというのが162人の方がそう感じているわけです。それで、それに対して病院でどのように、このアンケートの結果、そういう意見に対してどのように対応したのか。対応することを考えられているのですかと伺っているのです。今の院長のお答えですと、全く院長にはその認識ないですね。私は、それではいけないと思うのです。それが一番病院に対しての不信感を抱かせているわけですから、患者さんに。私たちとしては、病院が患者さんから信頼を得るということは、一つ

一つのそういう不信感を払拭していくということが一番大切だと思うのです。皆さん、やっぱり地元の病院としてこれは残していきたいという意識に立っているわけでしょう。そうすると、できるだけ利用しやすい病院になってほしい。だから、そういう意見が出てきているのです。そうしたら、その意見に素直にやはり応えていくということをしなかったら、いつまでたっても改善できないではないですか。私はそう思うのですが、どうですか。

秋間
委員長
大川国保
病院長

院長。

ですから、こちらとしては同じことがもう以前からやられているので、医局、今言ったようにそれに対して何度も対策を考えて対処しております。ただ、医療というのは、何度も言いますようにいろんな突発的な状況とか患者さんの状況とか、すぐ患者さんの診察が終わる人もいれば、本当に30分以上手のかかることもある。そういうこともあるので、絶対ともかく来たら早く診てくれよということでは、それはやっぱり患者さんのほうにも納得していただく必要があると思うのです。

秋間
委員長
清水委員

8番、清水委員。

私たちが全く何の根拠もなしにこう言っているわけではないのです。私たち札幌の民間の病院に研修に行ってきました。その中では、今この待ち時間に対して非常に気使っているのです。札幌市内の病院ですから、非常に患者さん多いのです。だけれども、20分と待たされることはないと言っているのです。どのように対応しているかといったら、それぞれお医者さん何人もいますから、その中でそれぞれ患者さんに待ち時間を長くさせないために、それぞれのお医者さんのところに今どれぐらいの患者さんがいるのか全部把握していて、そして患者さんの意向を伺いながら……一方的にやるのではないです。患者さんの意向を伺いながら、この先生にかかっていただけますか。それで了承をいただければ、その患者さんはその先生に診ていただくという対応をしながら、待ち時間を短くするという対応の仕方もあると思うのです。そういうことは土幌では不可能ですか。

秋間
委員長
大川国保
病院長
秋間
委員長
清水委員

院長。

一番簡単なのは、今の医者を2倍にすれば待ち時間がかなり短縮できます。今の人数では、かなり難しいと思います。

院長、今皆さんの言われていることは……。8番、清水委員。

だから、私が言いたいのは、患者さんがそういう思いでいるのです。だから、繰り返しになりますけれども、やはり患者さんの気持ちも大

切にしながら、それぞれいると思います、主治医がいるわけですから。しかし、今院長がおっしゃっているように、患者さんによっては長くかかる場合あるのです。それは理解してもらわなければならない。そうすると、待ち時間が長くなるから、そういうことで待ち時間長くなるからかわっていただけますかという対応はできないのですかということ伺っています。

秋 間
委員 長
大 川
病院院長

再度院長。

ですから、そういうときには外来に出ていない先生に対応をさせていただいています。それから、これ以上どうしてもやってくれというのであれば、本当にそれが患者さんのニーズかどうか、ただ抽象的に長い長いといっても、では具体的にどのぐらいの時間であればいいのかということ、いろんな形で本当に対応する必要があるのかということでもありますけれども、もっとやるのであれば、本当に今の外来予約を半分にするということになれば、多分毎月診なければいけない患者さんを何とか二月まで我慢してくれと、検査も二月にすると、そういうことをしない限りは非常に難しいだろう。そうなれば、病院の赤字もどんとふえますし、多分調剤からもかなり苦情が出るのではないかと思います。

秋 間
委員 長
細井委員

5番、細井委員。

一等最初にお伺いすればよかったなと思って自分も反省するのですが、実は前年8月から9月にかけて医療・保健・福祉に関するアンケート調査が行われました。広報の3月号でアンケートの内容が町民に全てお知らせはできたと思うのですが、その中で特に一番このアンケートに関してたくさんの意見がありました。アンケートをとれば、当然おのずと批判というのは少なからず出るものです。ただ、その批判に対して、いかに前向きにどういうふうに取り組んでいくのか。先ほど院長の発言の中に、いやいや、医師を倍にしてくれとか、そういうことではなくて、もっともっと理事者と話し合っ、短くしたいのだ、どうすればいいのだ。それは、設置者である町長がいますから、そこら辺を少し密接に理事者と話し合っ、いい方向に行くと。病院が繁盛するということは、これは大変いいことです、自治体病院は赤字、赤字と言っている中で。たくさん町民の方が信頼してうちの国保病院に来るのですから、その中で苦渋の選択として町もこうやってアンケートで町民の意見を聞きましようという形でやった。そのアンケート調査に対して、今院長は真っ向から批判するような意見ですから、これはやはりこの問題に対して真摯に受けとめて、いかに効率よくたくさんの患者さんを診て、しかも短い時間でという努力が必要だと私は思うのですけれども、いかがですか。

秋 間 院長。
 委員 長
 大 川
 病院院長

批判は真摯に受けとめなければなりません。しかし、そのためには批判の中身をしっかりと検討しなければなりません。単に看護師や医師の対応が悪い、医師の診断がいいかげんだといっても、具体的な事実関係を精査しなければ改善につながりません。

昨年議会で院長の私が不在のところでは病院に対するたくさんの批判をいただきましたが、患者の苦情の大半は病院を通しておらず、また議員の批判する事例が何を指しているのか不明であり、病院としては責任ある対応がとれずにおります。事実の確認のない批判は単なる誹謗中傷にとられかねませんので、適正かつ民主的議会運営という意味で土幌町議会の名誉のためにも、ぜひ昨年3月の議会の議員の発言が具体的に何を指しておられるのか改めて指摘をいただきたいと思いません。

秋 間 院長、こっちの指示に従わない内容の答弁は許しませんので、気をつけてください。
 委員 長

それでは、私から1つお願いをいたします。今皆さんからいろんな質問が出ました。それを真摯に受けとめて改善を促したいと思えます。その1つの例としては、やはり待ち時間を解消する手法の一つとしては、医者担当日数、よく見てください。やっぱり少しでもふやすと。そういう中でも有効的に患者さんの予約もとれるだろうというふうに思えますので、今後そういうことに向けて改善をしていただきたいと要望しておきます。要望ですから。今の要望について、検討……

大 川 町民の声が、貴重な意見箱が入ったので、それを3通ありましたので、2通ばかりここで読ませさせていただきます。
 病院院長

昨年の医療・保健・福祉に関するアンケートの結果をしほろ広報では議会に説明する予定となっていました。先日の十勝毎日新聞にはアンケート結果が掲載されていましたが、まず町民に対して報告されるべきだと思います。こんなことでは、行政に対して大変不信を抱きました。アンケートには今後答えたくない。病院がよい方向に改善を求めアンケートに回答しましたが、新聞に掲載されるだけでは町民の意見を聞いただけになってしまっている。今までの経過報告書をきちんとしていただきたい。

もう一点、いつも大変お世話になっております。広報しほろ2月号の国保病院についての記述に憤慨。これは、誤解や他市の現実、医療の流れを知らない人の意見で看過できないと家族を代表してペンをとりました。大多数のよしと思っている人は声を上げませんが、悪評だなどと文字になると、そのことがひとり歩きして危険です、という意見がありました。

秋 間 委員 長 大西委員
ただいまの院長の発言は、各委員の答えではございませんので。11番、大西委員。
私は所管事務調査で院長と話をしたときに、院長は私には予算権もない、人事権もないという話しましたから、それについてはどういう根拠でそんな話をしているのかお聞きします。

秋 間 委員 長 大川病院院長
院長。
赤字について、病院では私含め医局の先生方が何とか赤字を減らしたいという努力しておりますけれども、ここに数字を言いますけれども、平成20年度、私大川が院長に就任して以来、病院の収入はかなりふえています。

大川病院院長
(何事か言う者あり)
院長として予算編成、全く権限がありません。また、病院内において10万円の予算執行権もありません。だから、勝手にいろんな人のものを院長の権限で買うことは、10万円のお金も全くできません。また、人事権もありません。病院内での看護師配置の人事権もありません。全く経営権のない院長がこれ以上病院の赤字云々を話すのは全く適当ではないというふうに基本的には認識しております。

秋 間 委員 長 大西委員
11番、大西委員。
院長が人事権もないし予算権もないと言いますが、これは行政ですから。よく聞いてください、院長。私が話しているのだから、こっち向きながらよく聞いてください。行政、町というのは町長部局、教育委員会、委員長でないです、教育委員会5人の委員会の部局、議長を含めた議会の部局、農業委員会の農業委員会部局、4つの部局があるのです。この代表誰しも、町長だけが執行権を持っているから予算権持っているのです、行政。先生も多分どこかの町立病院回ってきたと思うから、それはわかると思うけれども、誰もトップの人は持っていないです。町長しかないのです。執行権は町長しかないからなのです。だから、それを院長がないからって不満を漏らされても、それは無理です。人事権だけは、そのトップの人は持っています。そして、町長部局というのは、病院だとか全部町長部局です、はっきり言って。ですから院長は、私は職員の前に医者なのだという話を公言しているみたいですが、皆さん職員なのです。町立病院の院長であれ、特老の施設長であれ、皆さん立場は同じなのです、行政の中では。医師だから特別ということにはならないのです、組織の中では。
それで、なぜアンケートをやったか。私は、誰がつくったのか、誰が書いたのか、私だって知りません。議会は誰も知らないと思う。私の一般質問を医師がいないときと、院長に私は質問しているわけがないから、あれは。町長に質問しているのですから。我々は、議員、町

長も含めて二元代表制というのです、行政は。なぜかといったら、選挙で選ばれている人ですから、私らは。だから、私らは町民から4年間、自治法で定められた中で権限をもらっているのです。だから、町民の代表として、町民が行政に対するいろんなことが出てきたら、我々はこの議会で取り上げて話し合っ、町長、こういう意見があるからどうなのだと町長を責めるのです。それで、町長にも直接町民から耳に入りました、病院のいろんなことが。だとすれば、本当なのかどうかアンケートをとらないわけにいかぬでしょう。それで、とったのだと思うのです。私は、とることを何も聞いていないのですから。ですから、今までかつて、私20何年議員やっているけれども、病院会計でこんな傍聴に来たことなんか初めてです。いつも新聞記者だっていなかったです、今まで。

町長は、選挙出られて4年間しか権限ないのです。何を目的としてやるかといったら、福祉の充実、産業の発展、大きく言ってこれ2つしかないのです、町長のやることは。そして、持続可能な社会をつくる、それを目的として町長は4年間、町民の負託に応じてやらなければならないのです。町長の権限まで私言って申しわけないけれども。だとすれば、そういう批判が出たりなんかしたときには、町長は皆さんみんな部下ですから、職員は。だから、土幌町長小林康雄からみんな給料もらっているのですから。それで、町長はそういうアンケートとったり自分のところに来たり、議会からもここで言われると、それはやっぱり病院に言っていかないわけにいかないでしょう。それが、言ってみれば病院長が先頭になって真摯に受けとめて病院改革、そういう苦情がなくなるように頑張らないと。いまだかつて、清水議員ならもう30年近く議員やっているけれども、私も20何年やっているけれども、こんな話出たこと一回もないです。何でも大西が悪いのだ、大西があんなこと言っているのだみたいな話ししているみたいですがけれども、私は決して病院を悪くしたいなんて思っていないです。昔から一生懸命病院応援団つくって、病院を下支えしようと思って、地域のみんな集めていろんなことをやってきたのです。だから、いろんな町民から来る苦情、それを私ら議会で発言したり、町長は町民から言われたこと、アンケート出たことをきちっとやっていかなかったら、4年後、今年の12月に町長選挙あるのです。病院を改革するのだという広報が出たとしたら選挙で勝つかも说不定。町長も議員も4年間の権限をもらって、それはリスクなのです、次の回に。町民が、きょうだってみんな期待してここへ来ています。何ぼ議員に言っても何もしないではないかと、何だあの議員、この次は落としてやろうといったら、我々落ちるかもしれないのです。町長もそうなのです。みんなリスクしょってやっているのです。だから、町長がこういう方針でやりたいと、それは間違っているのはあるかもしれないです。でも、町長

が言ったら、それに従ってやってもらわないと、改革してもらわなければならないし。普通の会社でもそうでしょう。社長が社員にこうやれと言ったら、もし嫌だったら会社やめるしかないのです。それか、もしくは社長の言うようにやる。それはなぜかと言ったら、社長は会社つぶれるかもしれぬというリスクしょってそれをやっているのです、経営やっているのですから。町長も我々議員もみんなリスクしょっているのです。職員はリスクないのです。言われたとおり改革してやってくれば、何の問題もないでしょう。

だから、院長は私は職員の前に医師なのだと。違います。みんな職員なのです。看護師だって医師だって保母さんだって、特養も寮母さんだって栄養士だってみんな、私は職員の前に栄養士ですなんて言えないでしょう。医師だけ特別でないのですから。それをよくわかってもらわないと、町立だとか公立病院では無理でしょう。自分でやらないと、予算権も人事権もみんな持ちたいとすれば。ここでそんな予算権がないからなんて批判言われても絶対無理ですもの、そんなの行政の中では。それをよく考えてもらわないと、町長しか執行権ないからだめなのです。それしかないです。

秋 間
委員 長
大 川
病院 院長

院長。

若干違うのは、やはりある程度年間の病院予算を幾らまで町が振り分けられるかということは町長の重要な仕事でありますけれども、その与えられたお金を何に使うかということは、現場の我々が優先して考えないと、本当に適切なお金の使い道がないというふう到我々、医局の先生、職員は考えております。看護師さんを誰を採用するかという、当然町長の人事ですけれども、誰を師長にして誰を副師長にして、この人をどこに置くかということは町長にはわからないわけですから、それは最終的に看護師さんとよく話し合って、この院長が最終的な責任を持たないと、病院改革にはつながらないという意味であります。

それから、まるで先ほどから全く病院が、我々が努力していないというふう聞こえるのですけれども、実際には僕が来る前、一般病床入院数は3年連続して70%を切ったと。67%、59、49.7、20年に私が院長になってから72.0、71.7、67.3、これは外科医が1年間不在だった年ですけれども、次の年は76.8、78.6と、今年も昨年に迫るあれでやっています。十分に我々は努力しているということ、やはり客観的な評価としてすべきだろうと思います。

もちろん病院も努力しなければならないし、これから病院は直接住民、患者さんと交流会、対話集会を開いて、本当に患者さん、住民の病院に対する意見、要望を聞いて、それについては真摯に受けとめて対応していかなければいけないということで、病院側もそういうこと

を考えております。やはりアンケートだけでは、本当の実態というの
は見えてこないわけですから、具体的にどういう問題があるかとい
うことをちゃんと調べないと具体的な改善につながらないと思いま
す。やはり地域医療を守るためには、町や議会、そして地域の住民の
地域医療に対する理解が必要であります。何年も前から土幌町の医
師がころころかわったり、一度に3人の医師がやめたりするのはそ
の辺に原因があるのではないのでしょうか。このままでは、土幌町
は北海道でも有数の地域医療不毛の地域になるのではないかと危惧
しております。

(何事か言う者あり)

秋 間
委 員 長
大西委員

11番、大西委員。

住民と話をし、真摯に受けとめる、それメンバーって誰が選ぶの。
やっぱり行政のトップは町長なのです。町民から意見聞いて、事
実関係を知るとか知らないとか。院長は、私はこうやっているから
いいのだ。だから、赤字も少し減った。私は、赤字が少し1,000
万円や2,000万円減るよりは、町民が土幌の病院に行きたいとい
われるような病院にしてほしいのです。たかだか……たかだかとい
ったら怒られるかもしれませんが、少しの赤字が減ったからって、
町民がこういう判断するようになった。だから、評価というのは
院長がするのでないのです。アンケートなんかいいかげんだべと
言うかもしれないけれども、さりとてアンケートなのです。悪い
人に、それは中には100人いたら100人全部いいとは言わない
です。そんな人間なんか誰もいないから。だけれども、批判があ
ることは、こんなけあるということは、それは受けとめてくれな
い。住民と話し合っ、その中で真摯に受けとめると。その前に
町長の言うことを真摯に受けとめて、病院運営をやってくれな
い。ただ、町長の言うことが間違っていたら、町長は選挙で落
ちるのです。そのリスクをしょって、この町を運営しているの
です。住民がいろんなことを言った、自分の仲のいい人を集めて
何かあるかといったら、それは言ったって知れているだろうし、
評価は自分でなく他人がするものですから。だから、今回の
アンケートを我々言ったときも、いやいや、このアンケートなん
かとり方によってどうでも出るのだ、そういう発言しましたよ
ね。本来は、アンケート出たやつに、先ほど清水さんも言った
ように真摯に受けとめて、それで病院改革をしたいと言うの
なら、院長、そうだと言うのです。こんなもの新聞に載せた
から、勝毎に電話かけて局長だか誰だかに文句言っ、やった
のだ。我々にそれを言っ、そんなこと俺たち聞いたってどう
ということないし、そんな話でないのです。

秋 間
委 員 長

今大西委員の質問の前の院長の答弁、一部不適切発言あった
というふうに判断をいたしますので、その辺は理解賜りたいと思
います。院長、答弁。

大川 文句を言ったというのは、正式に文書として質問書を送っております。
病院院長

秋間 11番、大西委員。

委員長 我々委員会で行ったときに電話をかけて、局長だか誰だかに私はこう
大西委員 というふうにしたのだと、文句を言ったのだと言ったでしょう、我々に。それ、後から抗議文出したのか知りません。我々にはそういう抗議
しましたよと言ったのですから。誰の許可をとって抗議したのか知り
ませんが、やっぱり自治体としてはトップは町長ですから、町長が病院の
ことを書かれたと。これは、マスコミ、何々新聞社、ちょっとおかしい
のではないかとというのは、これは町長の役目です。職員が勝手に町長
の許可もとらずに抗議したなんていうのはおかしいでしょう。そう
でしょう。誰か、教育長だろうが課長だろうが、おもしろくなくて新聞
に書かれたら、それは町長に言ってこういうことだと、これは間違っ
ていると。だから、町長、ちょっと抗議してくださいと言ったらする
ので、それを判断してするのは町長でしょう。何で院長が院長名で
そんな抗議するといったら町長ないがしろで、大川病院ならいいです、
何言おうと。だって、町立病院なのだから。やっぱり何でも単独行動
できないですから。我々は個人経営者だから、みんな議員は何でも
できるけれども。病院も職員も全部が町長の下にいて働いているので
すから、だからその対価としてちゃんと町長名で給料来ているわけ
でしょう。それを出し抜いて抗議なんかしたらおかしいでしょう、
これ。何で独断で自分で抗議したのですか。

秋間 院長。

委員長 院長といえども、やっぱり基本的な人権として言論の自由があり
大川 院長といえども、やっぱり基本的な人権として言論の自由があり
病院院長 すから、それに基づいて医局のみんなと相談して抗議文を送りました。

秋間 11番、大西委員。

委員長 私、誰も人権って、人権がないとかあるとかなんか言っていない
大西委員 すから。もしそういう自分らが、先生方がそういうのをおかしいと憤
慨しているのなら町長に言えばいいのです。町長から抗議してもらえ
ばいいのです。マスコミにしたら、こういうもの出して、何か答え来
たのですか、向こうの言いわけだとか何とか。全然来ないでしょう、
そんなもの。来たかどうか私知りませんが、そんな、自分の思っ
ただけで行動してもらったら、職員だから困るのです。院長だから特
別ではないですから。そのことをきちっとわかってもらわなかったら、
この話何ぼやってもだめ。そうでしょう。町長は、自分の政治生命か
けて病院改革やろうとしたって、私は職員の前に医師なのだからと言
い出したら、いつまでたっても改革だって何もできないし、なおさ

秋 間
委員 長
小林町長

ら町長、今度アドバイザーが意見を出して、ある程度まとめてくるのだと思うのです。それがこの状態でアドバイザーの意見が改革できますか。町長、どう思いますか。

町長。

アドバイザーと、それからアンケートにかかわってもお答えをさせていただきたいと思えますけれども、昨年10月からアドバイザーを置いているのですが、これは院長との協議で置いて、それは経営改善に向けて置くと。その中でアンケートをやったということでもありますけれども、アンケートの結果についてはそれぞれ報道等あるいは町民にお知らせしたとおりなのですから、必ずしもいろいろ病院の職員やそれぞれ頑張ってもらっているのだと思うのですけれども、ただ必ずしも町民の満足度はそこに達していないということ、それはそれとして私も、私は行政のトップとしてそれを受けとめざるを得ないし、病院の院長を初めとする病院の関係者もそれはそれとして受けてもらえばいいので、アンケートについて誰が出したとかどういうふうな議論があるのですけれども、私はその結果を私なりに病院がきちんと受けて改善をすればいいのだというふうな考え方がありますし、アドバイザーからも一定程度の病院の考え方出ていますし、それからアンケートの結果も踏まえてなのですから、平成26年度に町全体として病院あるいは保健、医療、福祉の検討しながら改善策を立てていくというふうなことでありますけれども、るるお話があったのでありますけれども、病院については医師の問題もありますし、それから診療報酬が変わる、あるいは投薬期間が長くなるというような先ほど来のお話があるのでありますけれども、いずれにしても1つは議会でも申し上げたとおり、町民に対してどんな地域医療サービスをしていくかということと経営をどう改善していくということがありますから、必ずしもお金の問題だけでなく、そういう面では病院の職員にも申し上げているのですけれども、例えば同じ3億円を出しても、町民がそれで満足で、3億円出してもこれだけ病院が医療サービスをしてくれるのであれば、私はそれはそれで行政としては評価をしていかなければならないことあるのでありますけれども、いずれにしても当然できる限り経営改善をしていくのでありますけれども、もう一方では地域医療としてのサービスをしていくということがありますから、アドバイザーからは、どっちかという経営面のしているのですけれども、ただ町立病院の場合、地域医療としては社会的入院ということもやらなければならないから、必ずしも経営だけでいかなないのでありますけれども、そういうアドバイザーの提言あるいはアンケートの指示も含めて新年度改善、町あるいは病院も入っていただいて改善をしていきたいという考え方があります。

秋 間
委員 長
清水委員

8番、清水委員。

院長に理解していただきたいのですが、十勝管内で自治体病院たくさんあります。そのたくさんある病院で町の一般会計からの繰り入れなしに運営できている病院というのはないのです。それぞれ自治体病院というのは、みんなさまざまな困難を抱えながらやっています。しかし、今大勢の町民が帯広に来ています。それはなぜかという、大西委員が言っているように、病院に対しての不満が余りにも多いのです。私が言いたいのは、先ほどからいろいろやりとりしていますけれども、やはり町民から信頼される病院になってほしい。皆さん、知ってみえるのです。1年間に3億円以上も町費をつぎ込んで、それで満足できていない。そこのところに多くの町民が不満持っているのではないですか。私は、そこのところを改善してほしいというのが、町民がこのアンケートにも示されていると思うのです。だから、このアンケートに真摯に答えてほしい。こうやって改善してほしい。この部分はよくしてほしいという、それが意見ではないですか。先ほどの院長の答弁ですと、事実に基づかない批判はと、これ事実に基づいてアンケート出されているのではないですか。だから、何度も言いますけれども、やはりそういう町民の意見に真摯に耳を傾けて改善してほしい。士幌の病院、町長はあの病院、福祉の中核になっている。なくするわけにいかないのです。そうすると、いかに町民から信頼される病院にするかというのは、これは町長の役割でもあり、町長の目指すところでもあるのです。私たちは、それをやっぱり受けとめなければならないし、住民からのそういう期待にも応えていかなければならない。そうしたら、院長はやはりそういう意見を我々もそういう点で言っているわけですから、そこのところを院長は素直に受けとめてほしい。そうでなかったら改善できないでしょう。みんなで改善していこうではないか。3億円以上のお金をつぎ込んでも、それでもやっていかざるを得ないのです。そうしたら何を求めるかといったら、やっぱり住民から信頼されるということです。そのための改善を病院挙げてやらなければならない。私は、その先頭に院長に立っていただきたい。

秋 間
委員 長
大 川
病院院長

院長。

先ほどから何度も言っているように、住民と患者の要望、批判を具体的にともかくうちらとして把握して、それについて基づいてきっちり対応したいということを行っているということだけのご理解していただきたいと思います。

アンケートの評価なのですけれども、これはどちら側から見たかによって評価違うと思うのですけれども、おおむね評価するが15%、まあまあであるが23%、もう少し改善が必要であるが38%、サービスが

よくない7%、まあまあいいねというのは15プラス23で38、もう少し改善が必要というのが38、これをどう捉えるかということですがけれども、それなりに頑張っているのもうちょっと頑張ってほしいねという激励だというふうに受けとめれば、76%がまあまあやっているのだからもうちょっと頑張ってねというふうに、我々は看護師さんとも頑張ろうというふうに捉えているので、そういう捉え方もあるのだということを経験者さんも方向を変えて見ていただきたいと思えます。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

議会も理解してほしいと言われて、私らも病院のことは真剣に考えているのです。院長は、まるっと議会を敵に回して、けんかするのだというような感じで物しゃべられて、なぜ我々がこれを言わなければならないかといったら、行政懇談会で、院長は出ないからわからないですけども、各地域13地区を町の職員全部行って住民の意向を聞くのです。今まで病院問題なんか一つも出てきませんでした。ある地区行ったら、1時間半の間、全部病院のこと。この間も女性サミットって、町の女性の子育てだとかなんとかのサミットをやりました。4つのブロックに分かれてワークショップやったのです。4つのブロックが全部病院です。ですから、我々としてもそれを議会で指摘しないと、町民から電話ばんばん来るのです。おまえら何やっているのだと。こんな状態で議会が何も言わなかったら誰が言うのだと。どこへ言えればいいのだと。だから、根拠がないとかあるとか言うけれども、一々そこで自分がこうありました、こういうことがありましたと言っているやつ、証拠どこでとれるの。その人が言ったことは、それは信用しないと。だから、こういう場では我々はきちっと住民の思いを発言しないと、それこそ今度来年の春の町議選挙で、あのやろう、何ぼ言たってさっぱりやってくれないからと落ちるかもしれないから。私は、もう住民から言われたことは、ここでちゃんと言おうと思って頑張っています。だから、町民の意向なので。根拠がないとかあるとかと言われたら、一々1人ずつのところに行って……私の一般質問でも全部町民が私に言ってきたやつですから。だから、こういう話があるよと。医師はどう思っているかどうか知らないけれども、町長、これに対してどうするのだという質問ですから。それを勘違いして、どうなのだ、こうなのだ、あのやろう、医者であれだ。名誉毀損で訴えてやるぞとかと、そんな話でないから、我々は。そんなつもりなら言っていないですから。そう思うのならしょうがないけれども。

秋 間
委員 長
大 川
病院院長

院長。

その辺が確かに一番問題になりまして、直接病院の事務に苦情が来た場合は、本当にきっちり関係者調べて事実関係をいろんな形でとり

まして、患者、家族とか、いろんな人含めましていろいろ対応しておりますけれども、やはりかなりの一方的な思いや誤解だとか、そういうことが現実的にはあるのです。ですから、こちらとしては非常に多いのは、議員さんや町長からどうなっているのだと一方的に言われることが非常に多いのですけれども、それをやっていきますと非常に問題が多くて、もう2年以上前からやっているのですけれども、今回改めて院内に苦情に対する対策委員会等を設置しまして、ちゃんとした規約を設けて、とにかくオープンにやっていこうというふうにしておりますので、やはり医療の場合は複雑で、一方的に町民の皆さんが考えるようにはいかないところが非常に多いわけありますから、それも含めて基本的には病院に来ていただいて、病院がそれでどうこうということはありませんので、本当に真摯に受けとめて、忌憚なく意見をいただければ、ちゃんと関係者全部調べて、その辺についてもオープンで対応するというをやっているのです、これをやっていかなければ、ますますこじれるのではないかというふうに危惧しております。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

苦情委員会をつくって苦情を処理したいということですが、苦情委員会のメンバーは誰が決めて、誰になっているのですか、お聞きします。

秋 間
委員 長
大 川
病院院長

院長。

私、副院長、それから医局の外科部長、内科部長、それから事務長、それから事務次長、それから看護師長、総看護師長というメンバーであります。

秋 間
委員 長
大西委員

大西委員。

苦情を処理するのに身内だけでやって、それで苦情が処理できるのかと思いますし、それともう一つあわせて、やっぱり第三者が入っているべきだと思いますし、その苦情が来たやつを処理するのに公表するのですか、どうするのですか、それ。

秋 間
委員 長
大 川
病院院長

院長。

先ほども言いましたように、ともかくオープンでやろうと。ただし、やはりプライバシー、人権が絡む部分がかかなり実際に多いのです。また、言ってみれば教育界にもモンスターペアレントがいるように、やっぱり医療界にもモンスターペイシエント、クレマーというのがあります、逆にそれをやってしまうと、患者や身内の方の尊厳を傷つけるという、逆の形になることも非常に多いものですから、その点については慎重に取り扱っていこうということでやっております。

秋 間 11番、大西委員。

委員長
大西委員

それだったら自己満足でしょう。身内だけで、苦情が来たらその中で処理しました。人権もあるしプライバシーもあるから、クレーマーもいるから、それは中でやりましょうやという話でしょう、それ。公表しないということでしょう。プライバシーがあるから何とかと今言ったのはそうですから。やっぱり苦情来たときに、医師、看護師、事務員、技術者と、内々でやるのが本当の苦情が来たときに、これはこうしなければならぬというのは、やっぱり第三者が入るべきだし、プライバシーがあっても誰も、大西と名前書いて、こんな苦情がありましたと書くわけでないから、きちっとこういう問題がありましたと言ったら、苦情だとすれば待ち時間が長かったよと。だけれども、話し合っただけはこうするようにしましたとかと公表していかなかったら意味ないでしょう。

秋 間
委員長
大 川
病院院長

院長。

ですから、基本的にオープンでやっていくと。ですから、オープンにできないことは、今言ったようにプライバシーにかかわることについてのみはオープンにはできないということでもあります。

第三者を入れるという案も考えたのですけれども、やはり医療知識、医学知識がない人を入れると非常に話がややこしくなるので、もしそういうことであれば医学の専門家を町が選定していただければ、こちらとしては大歓迎であります。

秋 間 11番、大西委員。

委員長
大西委員

苦情なんか町民から言ったら、待ち時間が長いとかあの先生の態度悪いとか看護師の態度が悪いとかと、そういう苦情なのです。そんなに医学的なことを言っていけといっても、我々町民言っていけないでしょう、それこそわからないのだから。それおかしいって、その考え方。どこに医学的なことを俺たちわからないのに言っていって、これどうだこうだと、だからこうでないかなんて苦情なんか言わないです。大体がそういう苦情でなく、一般的な苦情でしょう。だとすれば、第三者も入って、そうしたらこうしたほうがいと、医師、病院の中だけで一方的な見方をするか、第三者がやるといろんな角度から見れるのです。だから、みんなが同じ角度から見ると、どうしても病院の中って同じ社会ですから、あの空間の中で同じ方向向いてしまうことが多いと思うのです。だとしたら、いい結果は出ないのです。だから、やっぱり第三者が入って、いろんな角度からその苦情を処理していくような方法をとっていかないと。それは、医療のことは先生方が言えばいい話でしょう。

秋 間 委員 長 大 川 病院院長	<p>院長。</p> <p>やはり多かれ少なかれ医学的なものを背景にすることが非常に多いわけですし、実際に昨年の議会でも議員の発言の中はかなり医学に踏み込んだ一方的な発言があったので、非常にそれを危惧しております。</p> <p>それから、一言救急医療について簡単にだけ述べさせていただきますけれども……</p> <p style="text-align: center;">(何事か言う者あり)</p>
秋 間 委員 長	<p>院長、質問に答えるときは気をつけてください。</p> <p>それでは、ここで10分、暫時休憩といたします。</p> <p style="text-align: center;">午後 4時20分 休憩 午後 4時29分 再開</p>
秋 間 委員 長 森本委員	<p>休憩前に引き続き特別委員会を開きます。</p> <p>3番、森本委員。</p> <p>317ページ、収益的収入及び支出、予算説明書のページでありまして、2目1節外来収益に年間患者見込み数等が記載されております。上段に内科、小児科の記載がございますが、小児科の部分でどの程度の患者数を見込んでおられるのか。また、前年の実績も一緒に報告をお願いいたします。</p>
秋 間 委員 長 奥村病院 事務 長	<p>事務長。</p> <p>小児科につきましては、標榜はしておりますが、今のところ小児科を診れる先生がいらっしゃいませんので、まとめて内科、小児科とはしてありますが、実際ここに書かれている患者数はあくまで内科を対象とした数で、小児科のほうは全く入っておりません。実績のほうもないに等しいような状況です。</p> <p>以上です。</p>
秋 間 委員 長 森本委員	<p>3番、森本委員。</p> <p>町民からの要望の中で小児科の設置という声も多く聞かれる状態です。町長にお伺いをしたいのですけれども、それら今は音更や帯広にわざわざ向かっているお子さんを持つ保護者の方々が何とか地元の病院で治療を受けられるような環境づくりというのがこれから必要だと思うのですけれども、今後どのように展開をしていくのか、町長のお考えを伺いたいと思います。</p>
秋 間 委員 長 小林町長	<p>町長。</p> <p>従前から小児科というお話は私ども受けているのですけれども、な</p>

かなか小児科のお医者さんが少ないということもあって、それと常勤で置けるかといったらなかなか難しいのでありますけれども、昨年来のさきの女性サミットもそうでありますし、懇談会でもスポットでも置けないのかというような話も聞いているので、小児科のお医者さん、なかなか難しいのですけれども、スポットでも配置するかどうか含めて新年度の中で検討させていただきたいと思います。

秋 間
委員 長
細井委員

5番、細井委員。

関連してなのですけれども、懇談会で、町長も出席いただいておりますけれども、大変若いお母さん方が、今森本委員おっしゃったとおり、子供たちの医療に関して心配していると。やはり子供の児童福祉という面では大変なことで、特に就学前の子供というのは、まず突発的に熱が出るというのが最初であると。その熱の対応にやっぱりお母さん方が心配していると。そんなことでありますから、今現段階では小児科の実績はないということなのですけれども、内科の先生の中に若干でもそういう対応ができる。今対応していないということは、できないからしていないのだと思うのですけれども、そんな中で少しそういう対応のできる先生に来ていただくということは考えられませんか。やっぱり専門的に小児科を望んではいるのですけれども、そういう形の中で、もし重篤な病状であればすぐ、車で30分行けば音更や帯広の大きな総合病院があるので、そういった対応ができる先生も今後必要ではないかと。特に昨年度から若いお母さん方はそこら辺を強く望んでいますし、うちの地区でも若いお母さんが一番前に座って、それを延々と町長さんに訴えておりましたので、できればそこら辺もお考えいただきたいというふうに思います。

秋 間
委員 長
和田委員

10番、和田委員。

今に関連してなわけですが、地域医療というのは総合診療ということで、やっぱり小児科も内科の医師が診れるというような形にならなければ、今この少子化の段階にあって、この少子化を何とか切り抜きたいという思いがあるわけですが、そういうことはできないのではないのかなという気がするわけです。それで、最近は高度医療ということで分断化されているわけですが、地方にあっては、やはり総合診療ということで何でも診れる、そしてそこから順次2次、3次という形で上のほうに送っていく。これが今の医療体制でないのかなというふうにして思うのですが、どんなものでしょうか。

秋 間
委員 長
大 川
病院院長

それは院長に答えてもらいます。院長。

基本的に我々も夜間救急を含めまして、全く小児を診ていないということはございません。我々内科医の立場で診れるものについては診

ていると。また、内科の域を超えているということは、我々の内科の判断で小児科のほうに行ってもらっているというふうな対応をしていますので、全く診ていないということではなかろうかと思えますけれども。ただ、やっぱり若いお母さんは、そうではなくて、あくまでも小児科の専門医を欲しいという、そういう心配から基づく希望があるので、我々の内科医の診るだけではちょっと不安だということは家族のほうにあるのではないかというふうに推測しております。

秋 間
委員 長
和田委員

10番、和田委員。

現実的にお母さん方に土幌では危ないからというような形で、だというふうにして何か聞こえたのですけれども、決してそうではないのでないのかなという気がするわけです。それで、先ほど言いましたように、ここで総合診療ということで診て、そして自分の範囲内でなければ次に送るというようなことをしていただきたいということ。

もう一つは、今これからは訪問看護ということで、やっぱりそっこのほうにも地域医療ということでは力を入れていかなければならないのでないだろうか。このときに、総合診療のできる先生が、そこで働いてもらうということが一番重要でないのかなというふうにして思うのです。私はこれしかできませんよというような医療体制では、これからは非常に不安だなというふうにして思いますが、その点についてはどうですか。

秋 間
委員 長
大 川
病院院長

院長。

今、日本ではまだ専門医時代でありますけれども、総合診療医ということでは正式に発足しておりません。そういう状態ですから、全国に総合診療医ということで標榜している先生はごくごく数えるほどしかいないというふうに認識しております。

秋 間
委員 長
和田委員

10番、和田委員。

それで、先生そのものは今後自分もそういうふうにして立ち会っていきたいという気持ちがあるのか、それとも私ではだめなのかという、そこら辺についてもお聞きしたいと思います。

秋 間
委員 長
大 川
病院院長

院長。

そういう意味で、こうやって私を初め、こういう地域医療に携わる医者は多かれ少なかれ、ともかく診ざるを得ないという状況にありまして、やはり現実何でも診ているのです。それなりに小児科の対応の経験、技術もそれなりに身につけてはおりますけれども、では本当に大学や専門の先生が逆にうちの病院に来たら、全然もって診れないというのが現実だろうと思います。

秋 間 12番、加藤委員。
 委員長
 加藤委員 予算書のほう、読み取れないところがあるので、説明願いたいのですけれども、320ページ、3日経費の1報償費、出張医の謝礼なのですけれども、今回790万円ですね。昨年度2,100万円の予算計上で、これ実績に基づいた数字なのでしょうか。どうですか。

秋 間 事務長。
 委員長
 奥村病院 実績に基づいた数字ではなくて、今まで土日の当直とか、あるいは週末から火曜日にかけての当直をほかの病院から来てもらった先生に
 事務長 お願いしていたのですが、それを去年の後半に院長のほうから申し出がありまして、地域医療財団というところから日曜から火曜まで月に2回から3回来てもらってはいたのですが、それを月1回来てもらうことにして、あとは自分たちでやって経費を減らしたいと、そういう申し出がありましたので、その医療財団から来る分の、それが報償費という形で一部計上されているのですが、それを減らしてこのような金額になっております。

秋 間 12番、加藤委員。
 委員長
 加藤委員 収支をよくしようという努力の一つの方策なのかなと思うのですけれども、ちょっと腑に落ちないのがその下の旅費、交通費なのですけれども、当直医と出張医の旅費なのですけれども、昨年140万円に対して今年260万円、これの根拠は、それからいくとつじつまが合わないのですけれども、どのようになるのでしょうか。

秋 間 事務長。
 委員長
 奥村病院 昨年は404万5,000円の見込みだったのを140万7,000円減らしまして
 事務長 263万8,000円にしたのですけれども。
 秋 間 暫時休憩します。
 委員長
 午後 4時40分 休憩
 午後 4時41分 再開

秋 間 休憩を解きます。
 委員長 12番、加藤委員。
 加藤委員 済みません。ちょっと逆だったのだね。これもリンクして下がってはいるのですけれども、いわゆるさっきの報償費の下がり幅から見ると、かなり数字的に乖離があるのだよね。報償費のほうは3分の1ぐらいになってしまう。旅費はその割には下がらないというところが、どうもちょっとつじつまが合わないなと思ってお聞きしたのです。逆

秋 間 事務長。に言えば、来る回数が減れば半分になってもいいぐらい。

秋 間 事務長。事務長。

奥村病院 事務長 報償費で計上されています人件費部分は、当直が2泊とか3泊して
 幾らで、それに対して交通費は行きと帰りの分しかないので、1日来
 て帰って、また来て帰ってというのと違いますので、それで額的には
 こういうふうに変率が変わってきます。

秋 間 12番、加藤委員。

加藤委員 そうすると、この分は固定で大体やっていかざるを得ない数字だ
 ということですね。出張医をお願いすると、旅費だけは大体いくださ
 うということですね。

奥村病院 事務長 はい、そのとおりです。

秋 間 7番、服部委員。

服部委員 先ほど和田議員のお話にもあるのですが、今高齢化してきて、入院
 されても長期化するという傾向にあらうかなというふうに思うので
 す。できれば、これはやはり病院で診ていただきたいというのも家族
 の願いの中にはあるのですが、実際に入院から在宅へという動きも今
 出てきています。その地域医療をずっとやられてこられた院長、今の
 この農村地帯で在宅で診るという、それから診療もするというような
 体制というか、それというのは先生としてはどういうふうにお考えに
 なっているかお聞きしたいのですが。

秋 間 院長。

大 川 確かに国はなるべくベッドを減らして在宅へと、自宅で天寿を全
 大川 病院長 してもらいたいと、医療費をかけたくないというのが国の施策であり
 ますけれども、帯広の大きな病院含めて在院日数がかかり縛りが多い
 ものですから、とにかく一定期間いたらもう退院、退院ということで、
 そういう患者さんを何とか引き取ってくれということで非常に毎月帯
 広厚生病院を初めとして協会病院、北斗病院から患者を引き取って
 くれと。最近、特に上士幌のベッドが実質ないものですから、上士幌
 のほうから引き取ってくれということで、なるだけ受けるようにして
 おりますけれども、ベッドに限りがありますので、療養が今20が19待
 っています、一般が40のところ、きょうも38で、実際にベッドがほ
 とんどない状況に追いやられております。その中で、やはり当院は帰
 れということではなかなか済まないものですから、実際にはなるだけ
 患者、家族のいろんな状況を考えて、その辺はなるだけ柔軟に対応し
 て、またトータルのベッドのやりくりを考えながら非常にみんな苦労

秋 間 委 員 長 服部委員	<p>してやっております。</p> <p>7番、服部委員。</p> <p>いろいろ病院での対応というのは、私もわかりづらいのですが、その辺については今のお話でわかったのですが、実際に在宅診療をするという、現状の今の病院体制の中で可能であろうというか、どういことが考えられるかはどうでしょうか、やろうとすれば。</p>
秋 間 委 員 長 大 川 病院院長	<p>院長。</p> <p>数年前から、はっきり言えば経営上の観点からも在宅診療をしなければいけないだろうなということで、福祉課にも訪問診療したいのということでお願いするというふうに依頼したのですけれども、実際には人もいないということで、そんなにいないのかなというふうに首をかしげているのですけれども、まだまだ宣伝が足りないということもあるだろうと思いますので、通院がなかなか困難な人についてはできるだけ、今内科医が全員訪問診療に行っていますので、少ない時間の合間を縫って、ともかく少なくともおのおのの先生週1回は訪問診療に行くだけの体制を今とっているところであります。</p>
秋 間 委 員 長 大西委員	<p>11番、大西委員。</p> <p>今休憩後は小児科医という話がいっぱい出ています。今のうちの病院の科目は、内科3名、外科1名ということですね。今若い層は小児科医が欲しい。高齢者にしてみれば、外科より整形外科が欲しいという話が多いですね。どうしても足が痛い、腰が痛いという話で。ですから、一回診療科目をきちっと見直して、住民の要望の高いものを入れていかないと、あとは帯広との連携をとりながらやっていけるようなシステムにしたほうが住民は安心してここに住めるのでないか。だから、それこそ買い物難民だとかというけれども、医療難民になったら困るので、それを維持するためには今の状態で同じ科目が3人、外科ということでなく、小児科だとかそういうのも、整形を入れていくというようなことを考えてくれないと、なおさらだんだん高齢化率が高くなってくると整形外科が必要ですから、その辺をよく、一回シャッフルして見直すということを考えたらどうですか。</p>
秋 間 委 員 長 小林町長	<p>町長。</p> <p>これは、当然地域要望としてどういう標榜があるかということがあるのでありますけれども、標榜がどうかということと、もう一つは今の時代の中で要望する医師が確保できるのかどうかということもあるのでありますけれども、できる限りそういう要望の強いものを標榜していくということについては努力をして、一概にすぐ変えるというわ</p>

けにいかないのですけれども、そういう努力はしてニーズに応じていくような体制にしていくということは必要だなというふうに思っています。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

補正予算でも修正し直してつじつま合わせるということで、私も指摘したように、つじつまを合わせるために入院患者、外来患者を数字入れて、それでも2億8,000万円の一般会計から繰り入れしなければ合わないわけです。だから、今ここで出ている外来2万8,585人をクリアしても2億8,000万円の赤字が出るよということですね。ですから、それ以上にならないためには、去年は3万2,000人だったけれども、4,000人減らして、去年は当初より五千何百人減らしたわけですから、これはもう頑張れば何とでもなるという数字だと思うのです。医者を倍にすればいいよと言われたらそれまでですけれども。

それから、一般会計から繰り入れ、限度額をきちっと決めたらどうですか。やみくもに赤字出たものをどんどん、どんどん、これ町民に納得いかなくなります。どんどん、どんどん赤字ふえても何ぼでも入れていくということになったら、やっぱりもうそろそろ何ぼという限度額を決めていって、その範疇でやってもらうと。院長も予算権あるみたいなものですから、その中でやりくりやればいいのですから。そういうことも考えていかないと、我々も予算通すときには賛成できないです。否決しなければならなくなってくることもあるのです。我々その権限ありますから、権力でなく権限、チェックをして予算を通すか通さないかというのは議員の権利ですから、そういうことにもなっていくと思うのです。ですから、そのぐらいのあれで、ぜひ町長も考えてください。お願いいたします。

秋 間
委員 長
中村委員

9番、中村委員。

これは、町民の方から言われたことなのですからけれども、いわゆる検査入院ですか、検査というか例えば、これは医者でないので私ははっきりわからないのですけれども、血液検査だとかいろんな検査があると思うのですけれども、ただそれは大変いいことだとは思っているのですけれども、話を聞きますと、なかなか検査に対しての説明を明確にしていけないという、こういう町民の方からの苦情が来ています。その辺について、恐らくそんなことはないのだろうと思うのですけれども、やはりあなたはこうこうこういうことでこういう検査をしますと。その検査の結果、こうでしたよと。でも、まだこういうふうにはほかの検査があるので、もう少し入院してもらって、またこういう検査をしなければいけない、そういうことがあると思うのですけれども、その辺について院長にお聞きします。

秋 間 委員 長 大 川 病院院長	<p>院長。</p> <p>ともかく必要な場合には説明して、退院する前には全部まとめて結果をきっちり説明して、私もおりますし、ほかの先生方もしておられると思います。ですから、そういう点については、本当にどういう状況なのかということを経査しないと、本当に何も説明しないで検査だけして帰ったのかというふうに言われても、この場ではお答えはできないだろうと思います。</p>
秋 間 委員 長 中村委員	<p>9番、中村委員。</p> <p>確かに院長の言うとおりであって、当然医者としては説明しているし、ちゃんと。ただ、問題は患者さんがそこまで理解できない患者さんいるだろうから、それについては事細かに丁寧に説明をすれば何とかわかるのではないかなと思います。</p> <p>それと次、昨年決算委員会のとき院長にお尋ねした件なのですけれども、要するに患者が医者を選ぶとか、それから医者が患者を充てるのかという話で、そのときにたしか院長が、いや、患者さんがこの際診てもらいたいということであれば、極力その話を聞きますよということだったのですけれども、それは今も変わっていませんか。</p>
秋 間 委員 長 大 川 病院院長	<p>院長。</p> <p>もちろん外来受け付けのときに2人選んでいると思うのです、患者さんが。ですから、当然医者が患者を選ぶということは全く想定できないので、この前たしか看護師さんの説明では、余りにもどっちかの先生が込んでいて時間かかるので、すいているほうにというように誘導したことはあるかもしれないという答弁あったように記憶しておりますけれども、基本的にはあくまでも患者さんが医者を選ぶというシステムになっておりますので、余りそういうことは想定難しいのではないかなと思います。</p>
秋 間 委員 長 中村委員	<p>9番、中村委員。</p> <p>確かに、要するに待ち時間長いとか、さっきの話になってしまうのですけれども、やはり長かったら、ではほかの先生でどうですかと、当然看護師さん、担当の人がそういうふうに言う場合もあるのですけれども、基本的にはあくまでも患者さんがこの先生に診てもらいたい、それはそのとおりになりますということなのです。</p> <p>それと、もう一つ、前回も出前サロン、いろいろと出前サロンで先生方に協力していただいているということなので、私も一回フマットット来ていたときに、山内さんとかほかの先生も一緒に来てお手伝いしながらしてもらったのですけれども、これもあのときにこの先生に</p>

秋 間
委員 長
大 川
病院院長

来ていただきたいのだという要望があれば、その先生の都合を何とかつけて、その先生が行けるようにしますよという回答をいただいたのですけれども、それもそのとおりでよろしいですね。

院長。

基本的にそうですけれども、やはり先生のいろんな学会等、いろんな都合がありまして、基本的には医局で対応して、それに一番ふさわしい先生、もしくは希望のある先生を現実に充てておりまして、ただ今年はそのような個別のあれよりも、病院でもっと大きな形で講演会をやったらどうかという意見が出ておりますので、従来のような形になるかどうかというのはわかりませんが、なるだけその先生方の余裕があれば対応できるものについては対応は可能ではないかというふうに思っておりますけれども、やはり病院のほうの都合を尊重していただきたいなというふうに医局では感じております。

秋 間
委員 長
中村委員

9番、中村委員。

まさに院長の言うとおりでと思います。もちろん病院で患者さんがいるのにどうこうとはならないので、ただ一応建前的にはそういう方向でいっていますよと。ただ、問題は、なかなかそういうふうにならないときもありますよということで理解してよいということですね。

秋 間
委員 長

ございませんか。

(な し)

秋 間
委員 長

それでは、質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

秋 間
委員 長

討論なしと認め、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋 間
委員 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本日の予算審査特別委員会はこれにて散会いたします。

なお、明日は午後1時30分から再開をいたします。

(午後 4時56分)